

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長 殿

【提出日】 2023年8月15日

【計算期間】 第22期（自 2022年5月17日 至 2023年5月15日）

【ファンド名】 日立国内債券インデックスファンド

【発行者名】 日立投資顧問株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 柿沼 敬二

【本店の所在の場所】 東京都台東区東上野二丁目16番1号

【事務連絡者氏名】 管理グループ 都地 雅夫

【連絡場所】 東京都台東区東上野二丁目16番1号

【電話番号】 080-7784-4536

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、親投資信託「日立国内債券インデックスマザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券に主に投資を行うことを通じて、国内債券を実質的な主要投資対象として中長期的に信託財産の成長を目指して運用を行うことを基本とします。

信託金の限度額は、5,000億円として信託金を追加することができます。ただし、この限度額は、委託者と受託者の合意のうえ変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において次に属します。

追加型投信／国内／債券／インデックス型

下表は、一般社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」に基づき記載をしており、当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)		補足分類
単位型	国 内	株 式		
		債 券	インデックス型	
	海 外	不動産投信		
		その他資産 ()		特殊型
追加型	内 外	資産複合		

<商品分類表の定義>

追加型：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式	年1回	グローバル	ファミリーファンド	あり()	日経225
一般					
大型株	年2回	日本			TOPIX
中小型株					
債券	年4回	北米	ファンド・オブ・ファンズ	なし	
一般	年6回 (隔月)	欧州			
公債					
社債		アジア			
その他債券	年12回 (毎月)	オセアニア			
クレジット属性 ()		中南米			
不動産投信	日々	アフリカ			
その他資産 (投資信託証券 (債券一般))	その他 ()	中近東 (中東)			
資産複合 (株式、債券)		エマージング			
資産配分固定型					
資産配分変更型					

<属性区分表の定義>

その他資産（投資信託証券（債券一般））： 目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのもの（目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものを、公債といい、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものを、社債といい、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものを、その他債券といいます。）を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。

年1回： 目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本： 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド： 目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジなし： 目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

その他（NOMURA - BPI総合）： 目論見書又は投資信託約款において、インデックスファンドの対照インデックスが日経225あるいはTOPIXにあてはまらない全てのものをいいます。NOMURA - BPI総合については、次のをご参照願います。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

当ファンドの運用にあたっては、NOMURA - BPI総合（ノムラ・ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）をベンチマークとして、ベンチマークの動きに連動する投資成果を追求します。

NOMURA - BPI総合（ノムラ・ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社（以下「NFRC」といいます。）が算出している国内債券市場の全体を表す指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利は、NFRCに帰属しています。

ファンドの特色

1. 当ファンドは、主たる投資対象であるマザーファンドを通して実質的な投資を行います。
2. マザーファンドの運用は、野村アセットマネジメント株式会社に委託します。
3. マザーファンドの運用にあたっては、主として国内債券に分散投資を行いNOMURA - BPI総合をベンチマークとして、ベンチマークの動きに連動する投資成果を追求します。

（2）【ファンドの沿革】

2001年12月5日 信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始
証券取引所への上場の予定はありません。

なお、主要投資対象であるマザーファンドは以下のとおりです。

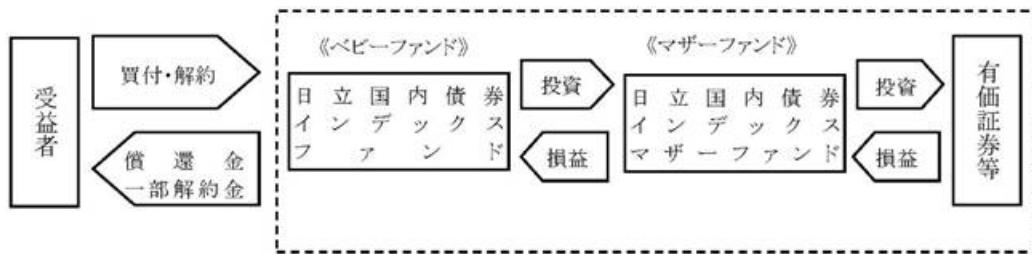
マザーファンド名	設定日
日立国内債券インデックスマザーファンド (設定当時の名称「日立国内債券マザーファンドN」)	2000年 4月28日

（3）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

当ファンドはファミリーファンド方式により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者はベビーファンド（当ファンド）の受益権に投資し、さらにベビーファンドの資金でマザーファンドの受益証券に投資することにより、ベビーファンドの実質的な運用をマザーファンドにおいて行う仕組みです。

ただし、当ファンドから有価証券等に直接投資する場合もあります。また、当ファンド以外のベビーファンドが、当ファンドの投資対象であるマザーファンドへ投資する場合もあります。



ファンドの関係法人

当ファンドの関係法人の名称および関係業務ならびに契約等の概要は以下のとおりです。

1. 委託者（委託会社）：日立投資顧問株式会社

当ファンドの委託者として、受益権の発行、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。

当社はマザーファンドの委託者でもあります、マザーファンドの信託財産の運用の指図に関する権限を野村アセットマネジメント株式会社（以下「運用再委託先」といいます。）に委託しております。

2. 受託者（受託会社）：三菱UFJ信託銀行株式会社

委託者との投資信託契約に基づき、当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理業務などをを行い、解約金および償還金の委託者への交付、信託財産に関する報告書を作成し委託者への交付を行います。また、受託者は、信託事務の処理の一部につき金融機関の信託業務の兼営

等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた金融機関に委託することがあります。

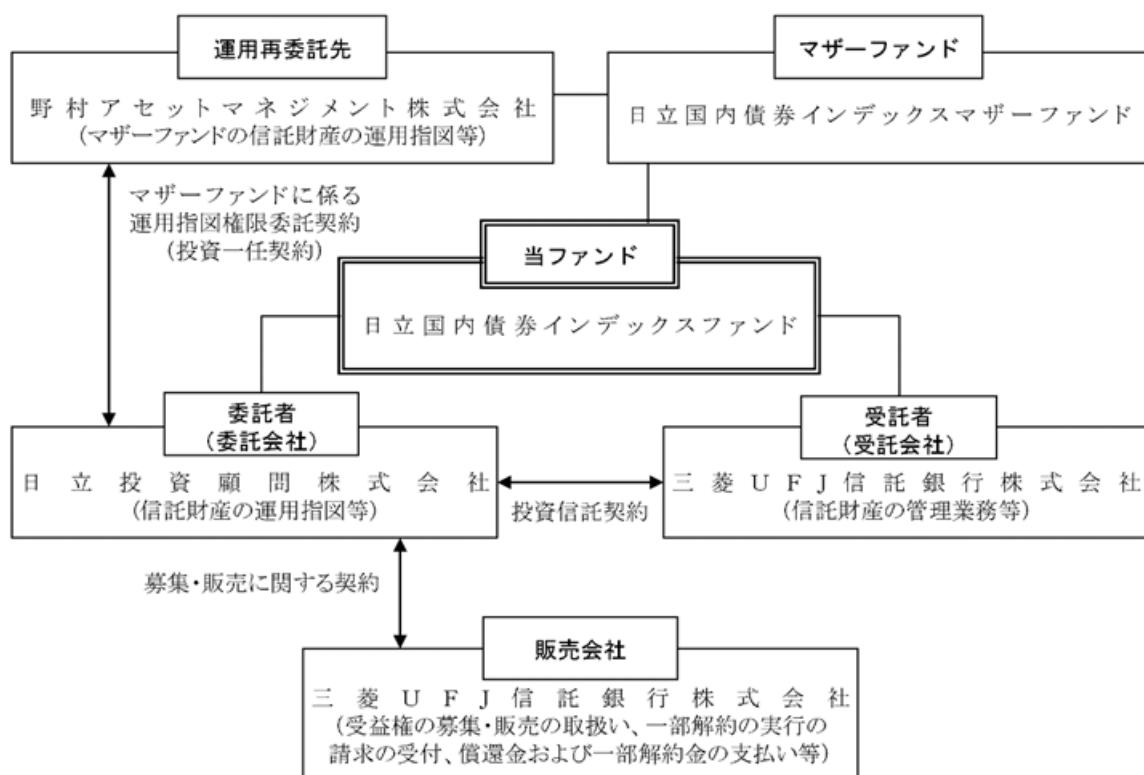
3. 販売会社：三菱UFJ信託銀行株式会社

委託者との募集・販売に関する契約に基づき、当ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い（確定拠出年金による取得申込みに限ります。）、一部解約の実行の請求の受付、償還金の支払い等を行います。

4. 運用再委託先：野村アセットマネジメント株式会社

委託者との投資一任契約に基づき、当ファンドの主たる投資対象であるマザーファンドの信託財産の運用指図等を行います。

ファンドの関係法人図



（ご参考）

当ファンドは、確定拠出年金向けのファンドです。以下は、確定拠出年金制度（企業型年金）の概要を図示したものです。（厚生労働省「確定拠出年金制度の概要」より抜粋）
制度の詳細は関係法令等によりご確認下さい。



(注)運営管理機関は、資産管理機関及び商品提供機関を兼ねることが可能。また、事業主は運営管理業務を行うことが可能。

各ファンドの販売会社は、図における「商品提供機関」に、また各ファンドの受益者は、図における「資産管理機関」に該当します。

確定拠出年金による取得申込みについては、各事業主が定める確定拠出年金に係る規約等にしたがい、資産管理機関が行うことになります。また、確定拠出年金の加入者等は、確定拠出年金に係る規約等にしたがい、個別の運用商品の配分の指図を運営管理機関に対して行います。

委託会社の概況（2023年8月15日現在）

1. 資本の額

1億円

2. 委託会社の沿革

1999年 8月 5日 会社設立

1999年 8月31日 投資顧問業者登録

2000年 1月27日 投資一任契約に係る業務の認可取得、証券投資信託委託業の認可取得

2007年 9月30日 投資助言・代理業、投資運用業の登録

3. 大株主の状況

株主名 株式会社 日立製作所

住所 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号

所有株数 6,000株

所有割合 100%

2 【投資方針】

（1）【投資方針】

次のマザーファンドに主として投資を行うことで、ベンチマークの動きに連動する投資成果を追求します。

マザーファンド名	ベンチマーク	主な投資対象
日立国内債券 インデックスマザーファンド	NOMURA - BPI 総合	国内債券

マザーファンドの受益証券の組入比率はできるだけ高位を保ちます。

外貨建資産については原則為替ヘッジは行いませんが、金利・為替状況によってはヘッジを実施する場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、前記の運用が困難となり、前記と異なる運用を行う場合があり、また、目的が達成されない場合があります。

有価証券の実質組入比率を維持するため、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためおよび為替変動リスクを回避するため、異なる通貨、異なる受取金利または異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引ならびに外国為替予約取引を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。

ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指すため、資金動向によっては、実質組入有価証券の時価総額と有価証券先物取引等の買建玉の時価総額との合計額が、信託財産の純資産総額を一時的に超えることができます。

（2）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 金銭債権
- 二. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

運用の指図範囲

) 委託者は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券に投資するほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.から11.までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22. 外国の者に対する権利で21.の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書、12.ならびに17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券および12.ならびに17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものおよび14.の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券のうち投資法人債券以外のものを以下「投資信託証券」といいます。

) 委託者は、信託金を、) に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

)) の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応等で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前記) に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

) デリバティブ取引等については、ヘッジ目的に限るものとし、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートオーナー、債券等エクスポートオーナーおよびデリバティブ等エクスポートオーナーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（3）【運用体制】

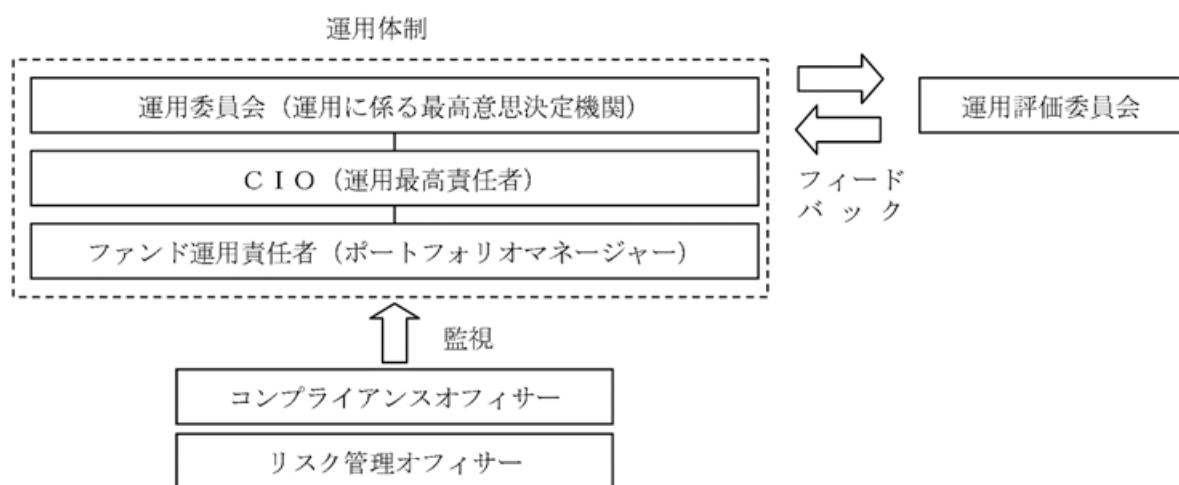
運用委員会は、当社の運用方針策定のための最高意思決定機関で、当ファンドに関する運用方針を策定します。2023年6月末現在10名程度出席。

運用評価委員会は、運用再委託先を含む、運用成績、資産配分、リスクおよびポートフォリオの内容等運用状況についての分析および評価を行います。2023年6月末現在10名程度出席。

運用グループは、運用再委託先と連携して運用方針に基づく運用を行います。2023年6月末現在8名在籍。

コンプライアンスオフィサーおよびリスク管理オフィサーは、諸法令、投資信託約款等の遵守状況や運用リスクの状況などを定期的に監視しています。2023年6月末現在コンプライアンスオフィサーおよびリスク管理オフィサーは各1名在籍。

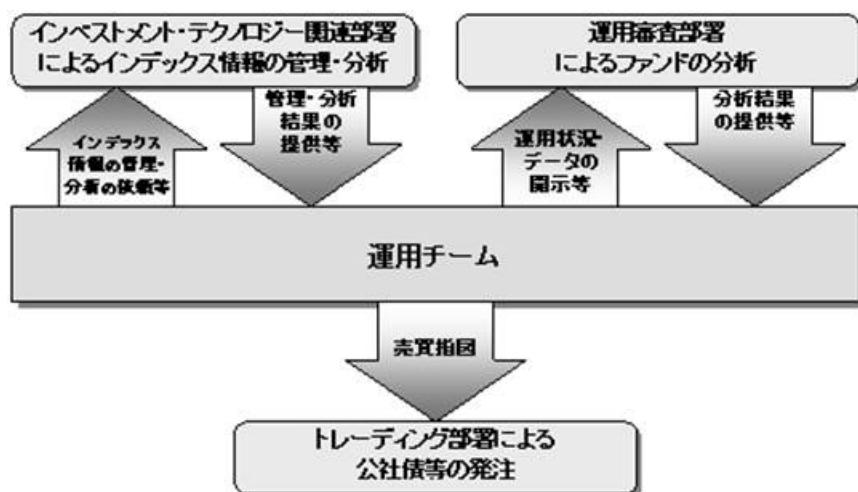
運用体制図



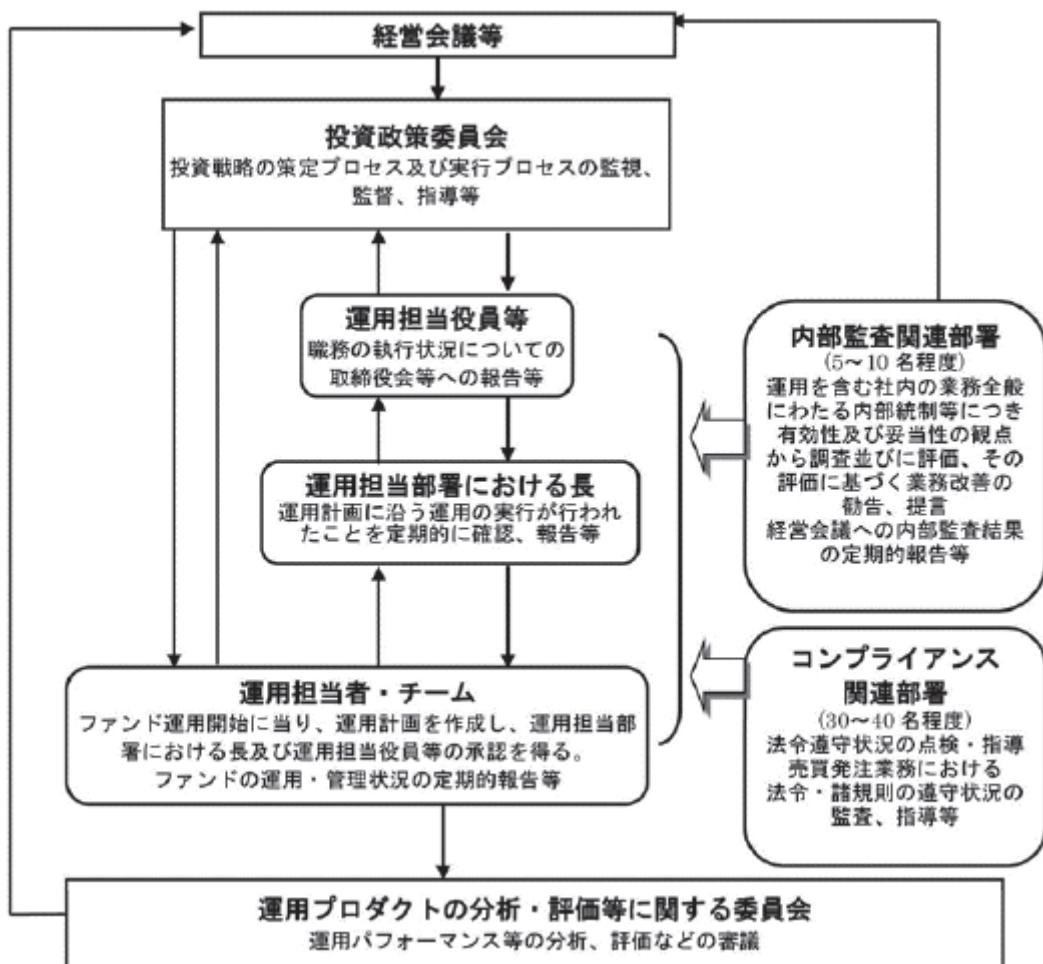
（ご参考）

「日立国内債券インデックスマザーファンド」の運用体制

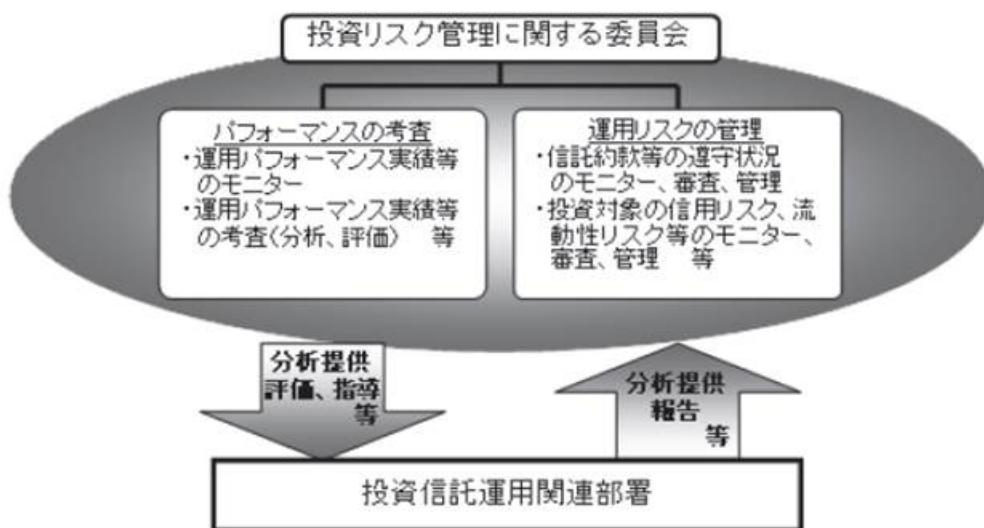
当マザーファンドの運用は、野村アセットマネジメント株式会社に委託しており、同社の運用体制等は、次の通りです。（2023年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。）



内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。

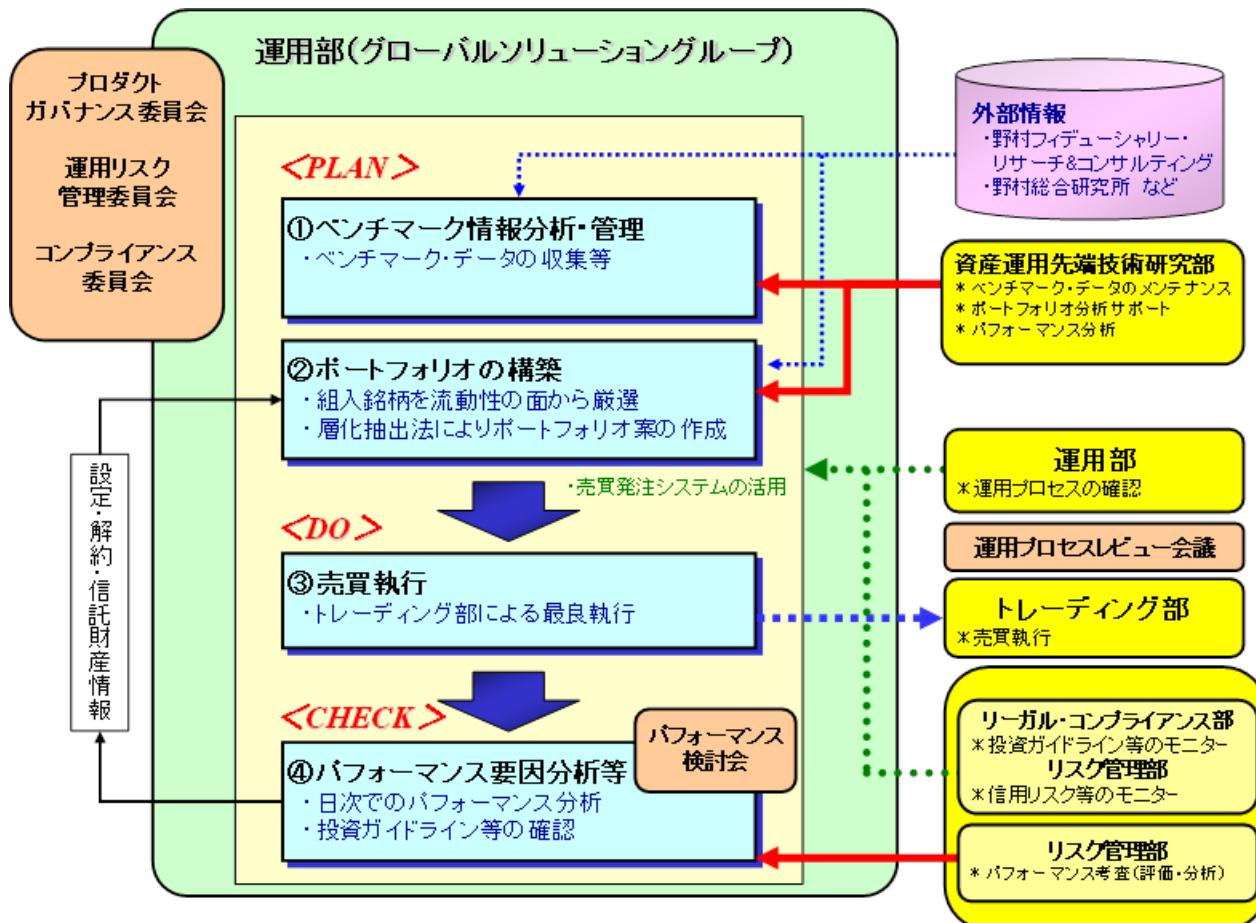


リスクマネジメント体制は、以下の通りです。



運用のプロセスは、以下の通りです。

ベンチマーク・データ、信託財産情報、追加設定・解約等の資金流入入データ等を入手した後、層化抽出法の考え方に基づいてポートフォリオを構築します。



（4）【分配方針】

運用による収益は、期中に分配を行わず、信託終了時まで信託財産内に留保し、運用の基本方針に基づいて運用します。

（5）【投資制限】

ファンドの投資信託約款に定める投資制限

当ファンドは、委託者による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

1. マザーファンドの受益証券への投資割合（運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限）

委託者は、マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

2. 株式への実質投資割合（運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限）

委託者は、株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。以下同じ。）への実質投資割合については、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

「株式への実質投資割合」とは、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の割合です。

「信託財産に属するとみなした額」とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

3. 信用取引の運用指図（投資信託約款第19条）

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

4. 先物取引等の運用指図（投資信託約款第20条）

イ. 委託者は、有価証券の実質組入比率を維持するためおよび信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ロ. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引および通貨に係るオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ハ. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

5. スワップ取引の運用指図（投資信託約款第21条）

イ. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ハ. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ニ. 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

6. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（投資信託約款第22条）

- イ. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ハ. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。

- ニ. 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

7. 有価証券の貸付の指図（投資信託約款第23条）

- イ. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券を貸付けることの指図をすることができます。
- ロ. 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

8. 公社債の空売りの指図範囲（投資信託約款第24条）

- イ. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ロ. イ. の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- ハ. 信託財産の一部解約等の事由により、ロ. の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

9. 公社債の借入れの指図範囲（投資信託約款第25条）

- イ. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

- ロ. イ. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- ハ. 信託財産の一部解約等の事由により、ロ. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

- ニ. イ. の借入れに係る品借料は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

10. 外貨建資産への投資制限（投資信託約款第26条）

- イ. 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額に対して100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ロ. イ. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

11. 外国為替予約の指図（投資信託約款第28条）

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためおよび為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

12. 資金の借入れ（投資信託約款第35条）

イ. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額、且つ借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の100分の10を限度とします。

ハ. 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

13. 受託者による資金の立替え（投資信託約款第37条）

イ. 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

ロ. 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

ハ. イ. ロ. の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

その他法令上の投資制限

1. 同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託者は、同一の法人の発行する株式について、委託者が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100 分の50 を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託者に指図してはなりません。

2. デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託者は、運用財産に關し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託者が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合においては、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行ってはなりません。

（ご参考）

「日立国内債券インデックスマザーファンド」の概要

（1）投資方針

主としてわが国の公社債（以下「国内債券」といいます。）に分散投資を行い、N O M U R A - B P I 総合（ノムラ・ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）をベンチマークとして、ベンチマークの動きに連動する収益率の実現を目指すインデックス運用を行います。

国内債券の組入比率は、できるだけ高位を保ちます。

ベンチマーク採用銘柄の入替えおよびベンチマークの算出方法の変更ならびに資金動向、市況動向などによっては、前記の運用が困難となり、前記と異なる運用を行う場合があり、また、目的が達成されない場合があります。

公社債の実質組入比率を維持するため、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためおよび為替変動リスクを回避するため、異なる通貨、異なる受取金利または異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引ならびに外国為替予約取引を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。

ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指すため、資金動向によっては、組入国内債券の時価総額と有価証券先物取引等の買建玉の時価総額との合計額が、信託財産の純資産総額を一時的に超えることができます。

運用にあたっては、投資一任契約に基づき、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。委託を受けた者が、法律に違反した場合、投資信託約款に違反した場合、信託財産に重大な損失を生じせしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

野村アセットマネジメント株式会社

東京都江東区豊洲二丁目2番1号

（2）投資対象

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第19条、第20条および第21条に定めるものに限ります。）

ハ. 金銭債権
ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

運用の指図範囲

）委託者（委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。以下同じ。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.から11.までの証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい、有価証券に係るものに限ります。）

17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22. 外国の者に対する権利で21.の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書、12.ならびに17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券および12.ならびに17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものおよび14.の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券のうち投資法人債券以外のものを以下「投資信託証券」といいます。

) 委託者は、信託金を、) に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

))の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応等で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前記)に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

) デリバティブ取引等については、ヘッジ目的に限るものとし、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(3) 投資制限

ファンドの投資信託約款に定める投資制限

当マザーファンドは、委託者（11.を除き委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。）による当マザーファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

1. 株式への投資割合（マザーファンド投資信託約款第17条および運用の基本方針 2.運用方法

(3)投資制限

委託者は、取得時において信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

2. 信用取引の運用指図（マザーファンド投資信託約款第18条）

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

3. 先物取引等の運用指図（マザーファンド投資信託約款第19条）

- イ. 委託者は、株式の実質組入比率を維持するためおよび信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- ロ. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引および通貨に係るオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ハ. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

4. スワップ取引の運用指図（マザーファンド投資信託約款第20条）

- イ. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。

二. 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

5. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（マザーファンド投資信託約款第21条）

- イ. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- 二. 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

6. 有価証券の貸付の指図（マザーファンド投資信託約款第22条）

- イ. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券を貸付けることの指図をすることができます。

口 . 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

7 . 公社債の空売りの指図（マザーファンド投資信託約款第23条）

イ . 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しましたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

口 . イ . の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ . 信託財産の一部解約等の事由により、口 . の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

8 . 公社債の借入れの指図（マザーファンド投資信託約款第24条）

イ . 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

口 . イ . の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ . 信託財産の一部解約等の事由により、口 . の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

二 . イ . の借入れに係る品借料は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

9 . 外貨建資産への投資制限（マザーファンド投資信託約款第25条および運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限）

委託者は、取得時において信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

10 . 外国為替予約の指図（マザーファンド投資信託約款第27条）

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためおよび為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

11 . 受託者による資金の立替え（マザーファンド投資信託約款第36条）

イ . 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

口 . 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

ハ . イ . 口 . の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

その他法令上の投資制限

委託者は、当マザーファンドの運用にあたっては、投資信託及び投資法人に関する法律および関連法令に定める投資制限に従います。（前記「2. 投資方針 (5) 投資制限 その他法令上の投資制限」の記載と同じです。）

3 【投資リスク】

(1) 主なリスクおよび留意点

受益権の取得申込者は、当ファンドの投資目的、リスクおよび留意点を認識し、慎重に投資の判断を行うことが求められます。

投資信託である当ファンドは、投資元本および利回りのいずれも保証するものではなく、また当ファンドは、主としてマザーファンドへの投資を通じて、株式、公社債などの値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。これらの運用によりファンドに生じた利益および損失（信託報酬等の費用控除後）は、全て当ファンドの受益者に帰属します。これを受け、受益者は投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドに投資するにあたっては、あくまでも保有財産の分散投資手段の一部であることにご留意下さい。

当ファンドは主として以下に挙げるリスクが想定されます。

有価証券に投資することによるリスク

有価証券には、次のリスクが単独でまたは同時にあるいは複合して存在するため、個々の有価証券の価格は、日常の企業活動、マクロ経済の状況、市場の需給、その他の予測出来ない要因により、日々刻々変化します。有価証券の価格変動により、当ファンドの基準価額は変動します。

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて実質的に個々の有価証券に投資を行うため、個々の有価証券の性質に応じて以下のリスクが単独あるいは複合して基準価額等に影響を及ぼすことが想定されます。

1. 株式の価格変動リスク

株式の価格変動リスクとは、株式市場が国内外の政治、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、個々の株式が発行会社の日常の企業活動の影響を受け、株価が変動するリスクをいいます。株式の価格が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、投資する株式の発行企業が、業績悪化、経営不振あるいは倒産等に陥った場合には、その企業の株式の価値が大きく減少すること、もしくは無くなることがあります、ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

2. 債券の価格変動リスク

債券の価格変動リスクは、金利変動リスクと信用リスクに大別されます。

金利変動リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。金利が上昇した場合には債券価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

信用リスクとは、債券の発行者（債務者）が元本償還金や利息の支払い（債務）を不履行あるいは遅延するリスクをいいます。この場合には、当該債券の価格は下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

3. 為替変動リスク

為替変動リスクとは、外国為替相場の変動により外国通貨建資産の円貨換算の価格が変動するリスクをいいます。外国為替相場が対円で下落した（円高になった）場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、外国通貨建証券が現地通貨建てでは値上がりしている場合でも、当該通貨の為替相場の対円での下落（円高）度合いによっては、当該証券の円ベースの評価額が減価し、ファンドの基準価額の変動に影響を与える要因となります。当ファンドでは、為替変動リスクに対して為替ヘッジを行わないことを原則としているため、円と外国通貨の為替レートの変化がファンドの基準価額に影響します。

4. 政治・カントリーリスク

特定の国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて有価証券の価格が変動する可能性もあります。特に政治情勢によっては、当該国・地域の評価が変わったり市場の仕組みが変わることもあり、有価証券の価値が減少するか消滅したり、市場の閉鎖により売買が出来なくなったり、保管中の有価証券が凍結され売買機会を逸することもあります。

5. 決済リスク

世界の市場では有価証券の決済のために様々なシステムや機関が相互に関連しあっており、天災、人災またはシステムダウンなどにより、そのどれかに支障が生じた場合に連鎖的な被害を受けることがあります。

6. 流動性リスク

有価証券によってまたは市場によっては、流動性の低いものがあり、それらの有価証券は概して価格の変動率も大きく、期待する価格での取引ができなかったり、取引に時間が掛かることがあります。

解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク

当ファンドおよびマザーファンドは解約資金を手当するために保有する有価証券を大量に売却しなければならないことがあります。その場合には、ファンドの信託財産の純資産総額、市況動向や取引量等の状況によって基準価額が変動する可能性があります。

インデックス運用に係る留意点

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じてベンチマークの動きへの連動を目指します。つまり、ベンチマーク上昇時には同程度の上昇を、ベンチマーク下落時には同程度の下落を目指して運用を行います。したがって、ベンチマークを相対的に上回る投資成果を目指す運用を行うものではありません。

ベンチマーク採用銘柄の入替えおよびベンチマークの算出方法の変更ならびにファンドの資金動向、市況動向などによっては、ベンチマークの動きへの連動が困難となり、目的が達成されない場合があります。

運用の再委託に係る留意点

委託者は、マザーファンドの運用の指図に関する権限を野村アセットマネジメント株式会社に委託しますので、コール・ローン取引を除き、マザーファンドの投資判断および投資の実行は運用再委託先が行います。

今後マザーファンドの投資信託約款の変更により運用再委託先が変更されることがあります。また、運用再委託先が、法律に違反した場合、投資信託約款または投資一任契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生じせしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

ファミリーファンド方式に係る留意点

当ファンドはファミリーファンド方式により運用を行っており、マザーファンドは日立投資顧問株式会社を委託者とする他のベビーファンドによっても投資されます。したがって他のベビーファンドの資金流入出に伴い、投資しているマザーファンドの運用が影響を受け、また基準価額を変動させることができます。

2023年6月末現在、当ファンドを含めてマザーファンドに投資しているベビーファンドとその口数は、次のとおりです。なお、マザーファンドに投資するベビーファンドが新たに設定されたり、マザーファンドに投資しているベビーファンドが償還等の理由で今後投資しなくなったりすることがあります。

マザーファンド名	ベビーファンド名	口数
日立国内債券 インデックスマザーファンド	日立バランスファンド（株式70）	4,903,260,517
	日立バランスファンド（株式50）	7,806,141,163
	日立バランスファンド（株式30）	4,018,946,099
	日立国内債券インデックスファンド	9,581,166,294
	日立国内債券特化型ファンドN (非課税適格機関投資家専用)	14,764,607,723
	合計	41,074,121,796

販売会社を通じた取得申込みに係る留意点

委託者は、販売会社とは別法人であり、委託者はファンドの運用について、販売会社は販売（申込み金額の預り等を含みます。）についてそれぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。したがって、販売の申込み（申込み金額の預り等を含みます。）は全て販売会社を通じて行われますが、委託者および当ファンドは、販売会社により委託者の指定する口座を経由して、受託者の指定するファンド口座に申込み金額の払込みが現実になれるまでは、申込者の申込みについての責任は負いません。一部解約金および償還金の支払は全て販売会社を通じて行われますが、当ファンドは、それぞれの場合においてその金額を委託者の指定する口座を経由して販売会社に対して支払った後は、受益者への支払についての責任を負いません。また、受益権の口数の増加の記載または記録は全て販売会社を通じて行われますので、委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うこと以外の責任を負いません。

収益分配方針に係る留意点

運用による収益は、期中に分配を行わず、信託終了時まで信託財産内に留保し、運用の基本方針に基づいて運用します。したがって、運用による収益は、基準価額の変動として反映されるものの、受益者は直接分配金の取得はできません。

法令・税制・会計等の変更可能性に係る留意点

当ファンドに適用される、あるいは関連する法令、税制、会計基準等は変更になる可能性があり、この場合、当ファンドの運用に影響を与え、または受益者に直接的な影響を与えることがあります。

その他のリスク

信託財産中の余裕資金は、コール・ローン取引等の短期金融商品で運用されており、運用先の債務不履行により損失が発生することがあります。

その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

流動性リスクに関する事項

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

（ご参考）確定拠出年金の加入者等に対するリスクおよび留意点

確定拠出年金の加入者等は、当ファンドの投資目的、リスクおよび留意点を認識し、慎重に運用指図の判断を行うことが求められます。特に、前記 から に記載したリスク等は確定拠出年金の加入者等が実質的に負うことになります。

また、確定拠出年金の加入者等は当ファンドの受益者ではないため、受益者が有する権利（後記「第2 管理及び運営 4 受益者の権利等」参照）を直接保有しておりません。したがって、確定拠出年金の加入者等は、委託者に対して帳簿書類の閲覧・謄写の請求権ならびに信託契約の解約または投資信託約款の変更が行われる場合における異議申立権および反対者としての買取請求権を有しておらず、また、委託者は、確定拠出年金の加入者等へ運用報告書等の書面の交付を行わないことがあります。

（2）リスク管理体制

諸法令、約款等の遵守状況等については、運用グループで確認することはもとより、コンプライアンスオフィサーおよびリスク管理オフィサーが定期的に監視することにより、リスク管理の実効性を高めると共に、顧客との利益相反に対処しています。

具体的には、以下の事項を重点に、日々あるいは月次で諸法令ならびに投資信託約款に違背する事項がないかを確認し、事跡に留めています。

1. 資産配分比率の遵守状況
2. 適正な取引価格の確認
3. 投資制限銘柄の売買
4. ファンド間売買の有無
5. ブローカーへの発注状況

ポートフォリオのパフォーマンスやベンチマークとの乖離等、運用業務に関わるリスク特性については、運用評価委員会にて分析、評価、検討しています。また、運用再委託先の評価も担当しています。

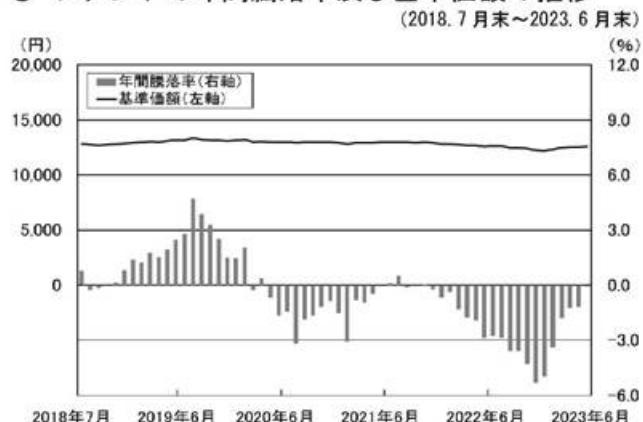
マザーファンド運用の再委託先において市場リスク等運用リスクのモニターを行っています。そのリスク管理が適正に行われているかをコンプライアンスオフィサーおよびリスク管理オフィサーが定期的に監視しています。

流動性リスクに対する管理体制

- ・委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。
- ・取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

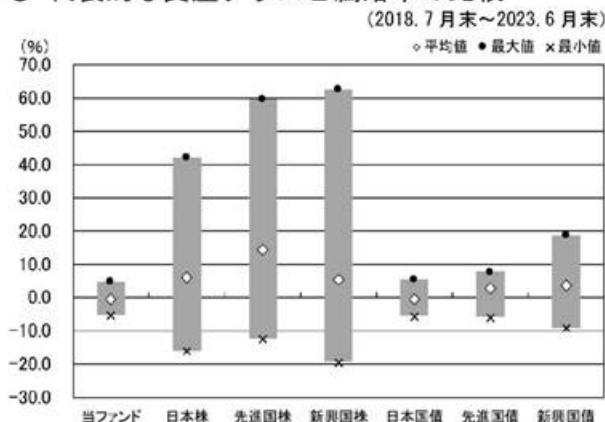
<リスクの定量的比較>

○ ファンドの年間騰落率及び基準価額の推移



*年間騰落率は、2018年7月から2023年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

○ 代表的な資産クラスと騰落率の比較



当ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値(%)	△ 0.5	6.0	14.5	5.3	△ 0.4	2.8	3.8
最大値(%)	4.7	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	18.7
最小値(%)	△ 5.3	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 5.8	△ 9.1

*2018年7月から2023年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*上記の騰落率は直近月末から60ヶ月遡った算出結果であり、決算日に対応した数値とは異なります。

*各資産クラスの指標

日本株・・・東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株・・・MSCI コクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)

新興国株・・・MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債・・・NOMURA-BPI 国債

先進国債・・・FTSE 世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)

新興国債・・・JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

(注1) 海外の指標は、各指標を基に、日立投資顧問が計算したものです。また、為替ヘッジなしによる投資を想定して円換算しております。

(注2) 各指標等に関する著作権等の知的財産権は、開発元もしくは公表元に帰属します。(東証株価指数(TOPIX)：株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社、MSCI コクサイ・インデックス及びMSCI エマージング・マーケット・インデックス：MSCI Inc.、NOMURA-BPI 国債：野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社、FTSE 世界国債インデックス：FTSE Fixed Income LLC、JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド：J.P. Morgan Securities Inc.)。なお、各社は当ファンドの運用に関して一切責任を負いません。

4 【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

かかりません。

（2）【換金（解約）手数料】

かかりません。

（3）【信託報酬等】

委託者および受託者の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次表の率を乗じて得た金額とし、その配分も次表のとおりです。

信託報酬率	信託報酬の配分（税抜）		役務の内容
年率0.121% (税抜0.11%)	委託会社	年率0.06%	委託した資金の運用の対価
	販売会社	年率0.03%	運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理、 購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年率0.02%	運用財産の管理、委託会社から の指図の実行の対価

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（ただし、第1期計算期間を除きます。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産の中から支弁します。

信託報酬の表示は、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含めたものです。税法が改正された場合は、以上の内容が変更になることがあります。

信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託者が一旦信託財産から收受した後、取扱残高に応じて支払います。委託者は、信託報酬を收受したときは、販売会社に対して代行手数料を遅滞なく支払います。

（4）【その他の手数料等】

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産の中から支弁します。この他に、売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取引やオプション取引およびコール・ローン取引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産の中から支弁します。

これら売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料や税金は、国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

信託財産に関する租税、受託者の立替えた立替金の利息および借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産の中から支弁します。

信託事務の処理に要する諸費用（信託財産に係る監査報酬、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書等の印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等）ならびに当該費用に係る消費税等相当額は、委託者の負担とし、信託財産の中からは支弁しません。

上記 の費用は、運用の状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

（ご参考）マザーファンドにおける管理報酬等

マザーファンドについては信託報酬を收受しません。

運用再委託先に支払う報酬は、委託者の負担とします。報酬額は、毎日、この投資信託が保有する運用再委託先が運用するマザーファンドの純資産総額に年0.0275%（税抜0.025%）の率を乗じて得た額とします。

運用再委託先に支払う報酬は、毎年4月および10月ならびに信託契約終了のときに委託者が支弁します。

運用再委託先に支払う報酬の表示は、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含めたものです。税法が改正された場合は、以上の内容が変更になることがあります。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取引やオプション取引およびコール・ローン取引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用は、信託財産の中から支弁します。

信託財産に関する租税、受託者の立替えた立替金の利息および信託事務の処理に要する諸費用は、受益者の負担とし、信託財産の中から支弁します。

上記 の費用は、運用の状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

（5）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。ただし、非課税扱いの受益者については、以下の課税対象について、課税されません。

個別元本について

1. 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
2. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
3. 2. にかかわらず、受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

一部解約時および償還時の課税について

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

（注）所得税については、2013年1月1日から2037年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の率で復興特別所得税が課されます。

1. 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける一部解約時および償還時の個別元本超過額については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率で源泉徴収が行われ、申告分離課税が適用されます。

2. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。また、益金不算入制度の適用はありません。

確定拠出年金による取得に係る課税の取扱いについて

確定拠出年金の積立金の運用に係る税制が適用されます。

- * 税制に関する記載は、2023年7月末現在の情報をもとに作成しています。税法が改正された場合は、上記の内容が変更になることがあります。
- * 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

以下は2023年6月30日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（1）【投資状況】

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	13,172,187,420	99.91
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		10,754,291	0.08
合計(純資産総額)		13,182,941,711	100.00

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 上位銘柄明細

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	日立国内債券 インデックスマザーファンド	9,581,166,294	1.3709	13,134,851,604	1.3748	13,172,187,420	99.91

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.91
合計	99.91

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（ご参考）

日立国内債券インデックスマザーファンド
投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	45,101,074,600	79.86
地方債証券	日本	3,781,038,000	6.69
特殊債券	日本	3,506,038,683	6.20
社債券	日本	3,631,646,000	6.43
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		448,942,172	0.79
合計(純資産総額)		56,468,739,455	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 上位銘柄明細(30銘柄)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第149回利付国債(5年)	660,000,000	100.10	660,686,400	100.20	661,379,400	0.005	2026/9/20	1.17
2	日本	国債証券	第354回利付国債(10年)	580,000,000	99.73	578,457,200	99.97	579,831,800	0.1	2029/3/20	1.02
3	日本	国債証券	第144回利付国債(5年)	540,000,000	100.39	542,154,600	100.36	541,965,600	0.1	2025/6/20	0.95
4	日本	国債証券	第344回利付国債(10年)	490,000,000	100.43	492,121,700	100.51	492,523,500	0.1	2026/9/20	0.87
5	日本	国債証券	第150回利付国債(5年)	490,000,000	100.01	490,088,200	100.19	490,931,000	0.005	2026/12/20	0.86
6	日本	国債証券	第152回利付国債(20年)	455,000,000	106.99	486,822,700	107.38	488,615,400	1.2	2035/3/20	0.86
7	日本	国債証券	第353回利付国債(10年)	460,000,000	99.82	459,213,400	100.02	460,124,200	0.1	2028/12/20	0.81
8	日本	国債証券	第346回利付国債(10年)	450,000,000	100.31	451,422,000	100.52	452,340,000	0.1	2027/3/20	0.80
9	日本	国債証券	第368回利付国債(10年)	440,000,000	98.61	433,905,400	98.70	434,297,600	0.2	2032/9/20	0.76
10	日本	国債証券	第347回利付国債(10年)	430,000,000	100.25	431,083,600	100.49	432,132,800	0.1	2027/6/20	0.76
11	日本	国債証券	第360回利付国債(10年)	430,000,000	98.79	424,835,200	99.25	426,787,900	0.1	2030/9/20	0.75
12	日本	国債証券	第370回利付国債(10年)	420,000,000	100.88	423,715,600	100.98	424,124,400	0.5	2033/3/20	0.75
13	日本	国債証券	第359回利付国債(10年)	420,000,000	99.07	416,123,400	99.44	417,685,800	0.1	2030/6/20	0.73
14	日本	国債証券	第369回利付国債(10年)	410,000,000	101.69	416,949,500	101.23	415,063,500	0.5	2032/12/20	0.73
15	日本	国債証券	第355回利付国債(10年)	410,000,000	99.63	408,483,000	99.91	409,635,100	0.1	2029/6/20	0.72
16	日本	国債証券	第361回利付国債(10年)	400,000,000	98.70	394,818,000	99.08	396,328,000	0.1	2030/12/20	0.70
17	日本	国債証券	第357回利付国債(10年)	390,000,000	99.37	387,543,000	99.71	388,872,900	0.1	2029/12/20	0.68
18	日本	国債証券	第145回利付国債(5年)	380,000,000	100.43	381,641,600	100.41	381,558,000	0.1	2025/9/20	0.67
19	日本	国債証券	第153回利付国債(5年)	380,000,000	99.92	379,729,100	100.11	380,452,200	0.005	2027/6/20	0.67
20	日本	国債証券	第28回利付国債(30年)	300,000,000	124.04	372,123,000	124.42	373,272,000	2.5	2038/3/20	0.66
21	日本	国債証券	第146回利付国債(20年)	330,000,000	112.43	371,042,100	112.53	371,378,700	1.7	2033/9/20	0.65
22	日本	国債証券	第443回利付国債(2年)	370,000,000	100.18	370,677,100	100.17	370,654,900	0.005	2024/12/1	0.65
23	日本	国債証券	第338回利付国債(10年)	360,000,000	100.96	363,463,200	100.84	363,024,000	0.4	2025/3/20	0.64
24	日本	国債証券	第112回利付国債(20年)	320,000,000	112.00	358,412,800	111.79	357,731,200	2.1	2029/6/20	0.63
25	日本	国債証券	第29回利付国債(30年)	290,000,000	123.03	356,804,400	123.29	357,549,700	2.4	2038/9/20	0.63

26	日本	国債証券	第46回利付国債 (30年)	320,000,000	107.74	344,774,400	108.53	347,302,400	1.5	2045/3/20	0.61
27	日本	国債証券	第365回利付国債 (10年)	350,000,000	98.05	343,178,500	98.34	344,218,000	0.1	2031/12/20	0.60
28	日本	国債証券	第350回利付国債 (10年)	340,000,000	100.02	340,081,600	100.23	340,799,000	0.1	2028/3/20	0.60
29	日本	国債証券	第358回利付国債 (10年)	340,000,000	99.24	337,433,000	99.60	338,643,400	0.1	2030/3/20	0.59
30	日本	国債証券	第348回利付国債 (10年)	310,000,000	100.17	310,551,800	100.44	311,370,200	0.1	2027/9/20	0.55

口.種類別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	79.86
地方債証券	6.69
特殊債券	6.20
社債券	6.43
合計	99.20

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

2023年6月末日及び同日1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次のとあります。

期	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
13期 (2014年 5月15日)	12,048,129,523	12,048,129,523	1.1942	1.1942
14期 (2015年 5月15日)	12,909,934,218	12,909,934,218	1.2226	1.2226
15期 (2016年 5月16日)	14,637,854,695	14,637,854,695	1.3012	1.3012
16期 (2017年 5月15日)	14,552,015,452	14,552,015,452	1.2741	1.2741
17期 (2018年 5月15日)	14,872,397,201	14,872,397,201	1.2812	1.2812
18期 (2019年 5月15日)	15,651,089,491	15,651,089,491	1.3022	1.3022
19期 (2020年 5月15日)	15,792,176,896	15,792,176,896	1.3009	1.3009
20期 (2021年 5月17日)	14,676,796,884	14,676,796,884	1.2945	1.2945
21期 (2022年 5月16日)	13,855,112,235	13,855,112,235	1.2684	1.2684
22期 (2023年 5月15日)	13,300,561,957	13,300,561,957	1.2530	1.2530
2022年 6月末日	13,490,689,417		1.2568	
7月末日	13,603,016,461		1.2647	
8月末日	13,612,948,720		1.2617	
9月末日	13,369,402,033		1.2483	
10月末日	13,287,375,514		1.2469	
11月末日	13,224,705,711		1.2406	
12月末日	13,012,778,612		1.2243	
2023年 1月末日	12,930,576,904		1.2203	
2月末日	13,081,055,165		1.2341	
3月末日	13,251,850,321		1.2512	
4月末日	13,272,742,549		1.2547	
5月末日	13,242,685,683		1.2534	
6月末日	13,182,941,711		1.2564	

【分配の推移】

期	1口当たりの分配金（円）
13期	
14期	
15期	
16期	
17期	
18期	
19期	
20期	
21期	
22期	

【收益率の推移】

期	收益率（%）
13期	2.64
14期	2.38
15期	6.43
16期	2.08
17期	0.56
18期	1.64
19期	0.10
20期	0.49
21期	2.02
22期	1.21

（注）各計算期間の收益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（4）【設定及び解約の実績】

期	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
13期	3,497,086,373	2,568,814,361	10,089,212,079
14期	3,157,122,869	2,687,279,409	10,559,055,539
15期	3,367,552,080	2,676,714,393	11,249,893,226
16期	2,884,593,479	2,713,347,261	11,421,139,444
17期	2,964,976,293	2,777,589,251	11,608,526,486
18期	3,058,842,286	2,648,519,970	12,018,848,802
19期	3,454,211,054	3,333,723,455	12,139,336,401
20期	2,412,115,921	3,213,406,434	11,338,045,888
21期	2,227,350,124	2,642,081,460	10,923,314,552
22期	2,017,896,515	2,326,164,926	10,615,046,141

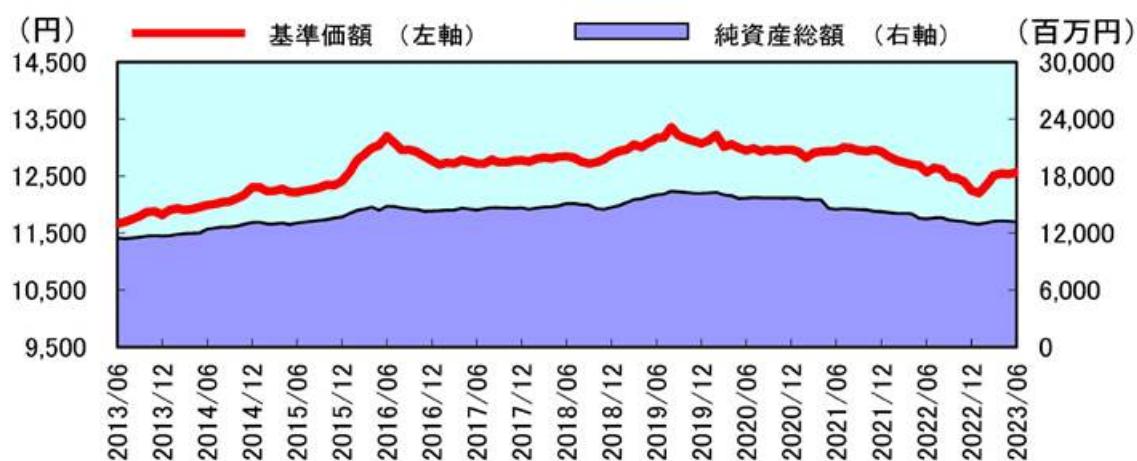
（注1）設定口数には、当初自己設定の口数を含みます。

（注2）本邦外における受益証券の発行はありません。

<参考情報>

運用実績(2023年6月末現在)

◆ 基準価額・純資産の推移(2013年6月末～2023年6月末)



◆ 分配の推移

期中には分配を行わず、信託終了時まで信託財産内に留保します。

そのため、これまでに分配金を支払ったことはありません。

◆ 主要な資産の状況(組入比率は、マザーファンドの純資産総額に対するものです。)

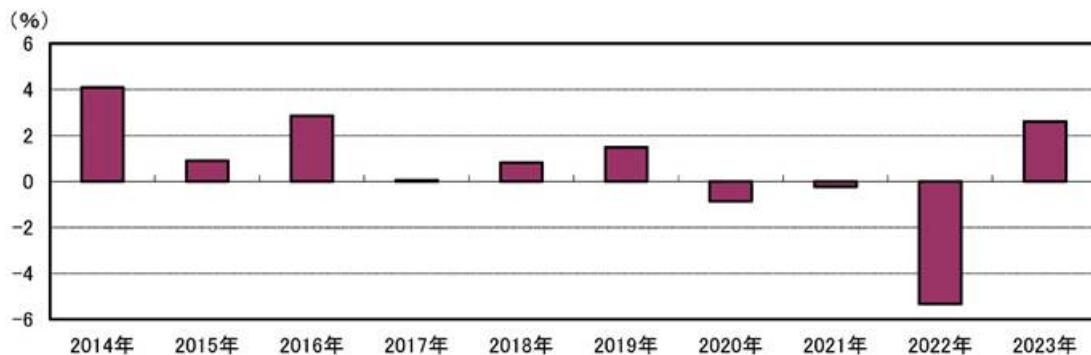
○ 組入上位10銘柄

銘柄名	償還期限	組入比率
第149回利付国債(5年)	2026/9/20	1.2%
第354回利付国債(10年)	2029/3/20	1.0%
第144回利付国債(5年)	2025/6/20	1.0%
第344回利付国債(10年)	2026/9/20	0.9%
第150回利付国債(5年)	2026/12/20	0.9%
第152回利付国債(20年)	2035/3/20	0.9%
第353回利付国債(10年)	2028/12/20	0.8%
第346回利付国債(10年)	2027/3/20	0.8%
第368回利付国債(10年)	2032/9/20	0.8%
第347回利付国債(10年)	2027/6/20	0.8%
合計		9.1%

○ 債券種別構成比

債券種別	組入比率
国債証券	79.9%
地方債証券	6.7%
特殊証券	6.2%
社債券	6.4%
合計	99.2%

◆ 年間收益率の推移



※2023年は、1月から6月末までの騰落率を表示しています。

ファンダの運用実績は、あくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 継続募集期間中の毎営業日に、受益権の募集が行われます。申込みの受付は午後2時までとし、これら受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとします。
- (2) 継続募集期間における取得の申込みは、確定拠出年金による取得申込みのみを対象とします。
- (3) 受益権の販売価額は、継続募集期間においては取得申込日の基準価額とします。申込みには申込手数料を要しません。受益権の申込単位は1円の整数倍です。なお、継続募集期間における基準価額は、毎営業日に計算されます。
- (4) 委託者は、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、わが国および外国の証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情がある場合は、委託者の判断により、受益権の取得申込みの受付を停止することおよび既に受けた取得申込みを取消することができます。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権について委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます（買取請求による換金は行いません。）。解約請求は、原則として毎営業日請求を受けます。一部解約の受付は午後2時までとし、これらの受付時間を過ぎてからの一部解約の請求は翌営業日の取扱いとします。
- (2) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。解約代金の支払いは原則として解約の実行の請求を受けた日から起算して4営業日目から販売会社において支払われます。解約にかかる手数料はありません。
- (3) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

(4) 委託者は、証券取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。その場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして取扱うこととします。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間をお時間を要しますので、ご留意ください。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額は、原則として毎営業日に委託者が計算します。

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいい、便宜上1万口当たりをもって表示することができます。

なお、信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

基準価額は、販売会社または委託者にお問い合わせ下さい。

<お問い合わせ先（委託者）>

日立投資顧問株式会社 電話（03-6284-3610（代表））

（受付時間は、営業日の午前9時から午後5時までです。）

（ご参考）確定拠出年金の加入者等による基準価額の入手方法

確定拠出年金の加入者等は、運営管理機関を通じて基準価額を知ることができます。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

当ファンドの信託の期間は、信託契約締結日（2001年12月5日）から無期限とします。ただし、信託契約の解約、委託者の登録取消等（他の投資信託委託会社に引き継ぐことが出来ない場合）および受託者の辞任等（新受託者を選任出来ない場合）の場合は信託を終了することができます。

（4）【計算期間】

当ファンドの信託の計算期間は、原則として毎年5月16日から翌年5月15日までとします。この原則にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

信託契約の解約

1. 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
2. 委託者は、1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 3.の一定の期間内に異議を申し出た受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、1.の信託契約の解約をしません。
5. 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 3.から5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、3.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。

委託者の登録取消等に伴う取扱い

委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は当該投資信託約款変更について異議を申し出た受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超える場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

受託者の辞任および解任に伴う取扱い

受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、後記「投資信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託者を選任します。委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

投資信託約款の変更

1. 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託者は、1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、1. の投資信託約款の変更をしません。
5. 委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、1. から5.までの規定にしたがいます。

委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させことがあります。

公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告によります。

運用報告書

委託者は、決算時および償還時に運用報告書（交付運用報告書を作成している場合は交付運用報告書）を作成し、かつ知られたる受益者に交付します。

その他の契約の変更

委託者と販売会社との間の募集・販売に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年毎に自動的に更新されます。また、同契約は、当事者間の合意により変更することができます。

4 【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得口数に応じて、受益者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。なお、投資信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、ファンド資産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(1) 一部解約（換金）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求する権利を有します。一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。解約代金の支払いは原則として解約の実行の請求を受けた日から起算して4営業日目から販売会社において支払われます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

(2) 償還金請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託者に請求する権利を有します。償還金は、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに販売会社において受益者への支払いが開始されます。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、その金銭は委託者に帰属します。

(3) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託者に対し、当該受益者に係る信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

(4) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または変更を行う場合において、受益者は一定の期間内に委託者に対して異議を申し立てることができ、異議を申し立てた受益者は、法令に基づき、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

（ご参考）確定拠出年金の加入者等の権利

確定拠出年金の加入者等は、当ファンドの受益者ではないため、前記の権利を直接有していません。ただし、加入者等は、運営管理機関に対して行う配分の指図（一部解約の指図）を通じて解約でき、また、ファンドの償還金は資産管理機関または連合会に支払われます。なお、これらは各事業主または連合会により定められた確定拠出年金に係る規約等にしたがって行われるため、一部解約代金または償還金の支払い時期などは前記と異なる場合があります。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」といいます。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」といいます。）に基づいて作成しております。
2. 財務諸表に記載している金額については、円単位で表示しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期計算期間（2022年5月17日から2023年5月15日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

【日立国内債券インデックスファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位:円)

	第21期 2022年 5月16日現在	第22期 2023年 5月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	31,063,577	39,996,163
親投資信託受益証券	13,840,068,850	13,286,050,877
未収入金	20,100,000	1,800,000
流動資産合計	13,891,232,427	13,327,847,040
資産合計	13,891,232,427	13,327,847,040
負債の部		
流動負債		
未払解約金	27,663,916	19,439,660
未払受託者報酬	1,537,499	1,426,431
未払委託者報酬	6,918,692	6,418,880
未払利息	85	112
流動負債合計	36,120,192	27,285,083
負債合計	36,120,192	27,285,083
純資産の部		
元本等		
元本	10,923,314,552	10,615,046,141
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	2,931,797,683	2,685,515,816
元本等合計	13,855,112,235	13,300,561,957
純資産合計	13,855,112,235	13,300,561,957
負債純資産合計	13,891,232,427	13,327,847,040

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位:円)

	第21期 自 2021年 5月18日 至 2022年 5月16日	第22期 自 2022年 5月17日 至 2023年 5月15日
営業収益		
有価証券売買等損益	271,446,441	152,317,973
営業収益合計	271,446,441	152,317,973
営業費用		
支払利息	28,136	25,538
受託者報酬	3,150,525	2,924,144
委託者報酬	14,177,223	13,158,523
その他費用	197	-
営業費用合計	17,356,081	16,108,205
営業利益又は営業損失()	288,802,522	168,426,178
経常利益又は経常損失()	288,802,522	168,426,178
当期純利益又は当期純損失()	288,802,522	168,426,178
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	16,460,982	41,795,923
期首剩余金又は期首次損金()	3,338,750,996	2,931,797,683
剩余金増加額又は欠損金減少額	643,107,525	501,910,287
当期一部解約に伴う剩余金増加額 又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剩余金増加額 又は欠損金減少額	643,107,525	501,910,287
剩余金減少額又は欠損金増加額	777,719,298	621,561,899
当期一部解約に伴う剩余金減少額 又は欠損金増加額	777,719,298	621,561,899
当期追加信託に伴う剩余金減少額 又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剩余金又は期末欠損金()	2,931,797,683	2,685,515,816

（3）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年5月16日から翌年5月15日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当計算期間は2022年5月17日から2023年5月15日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	第21期 2022年 5月16日現在	第22期 2023年 5月15日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数	10,923,314,552口	10,615,046,141口
1 口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.2684円 (12,684円)	1.2530円 (12,530円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	第21期計算期間 自 2021年 5月18日 至 2022年 5月16日	第22期計算期間 自 2022年 5月17日 至 2023年 5月15日
1. 運用の指図に関する権限を委託するために要する費用	「日立国内債券インデックスマザーファンド」の信託財産の運用の指図に関する権限を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に年10,000分の2.5の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	同左
2. 分配金の計算過程	投資信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで投資信託財産内に留保し、期中には分配を行わないため、分配金の計算過程の記載を行っておりません。	同左

(金融商品に関する注記)
金融商品の状況に関する事項

項目	第22期計算期間 自 2022年 5月17日 至 2023年 5月15日
1 . 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2 . 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資しております。これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3 . 金融商品に係るリスクの管理体制	リスク管理/コンプライアンス部門が日々投資信託協会の諸規則、信託約款等の遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクのモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制としております。 また、マザーファンド運用の再委託先において市場リスク等運用リスクのモニターを行っており、そのリスク管理が適正に行われているかを定期的に確認しております。 なお、運用リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を定期的に行っております。
4 . 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価に関する事項

項目	第22期 2023年 5月15日現在
1 . 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 . 時価の算定方法	親投資信託受益証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)
売買目的有価証券

(単位 : 円)

種類	第21期 2022年 5月16日現在	第22期 2023年 5月15日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	247,625,502	96,914,808
合計	247,625,502	96,914,808

(デリバティブ取引等に関する注記)
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）
該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	第21期計算期間 自 2021年 5月18日 至 2022年 5月16日	第22期計算期間 自 2022年 5月17日 至 2023年 5月15日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	11,338,045,888円	10,923,314,552円
期中追加設定元本額	2,227,350,124円	2,017,896,515円
期中一部解約元本額	2,642,081,460円	2,326,164,926円

（4）【附属明細表】

（2023年 5月15日現在）

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	日本円	日立国内債券 インデックススマザーファンド	9,691,480,690	13,286,050,877	
		銘柄数：1 組入時価比率：99.9%	9,691,480,690	13,286,050,877 100.0%	
合計				13,286,050,877	

(注1)組入時価比率(列項目：銘柄)は、組入時価の純資産に対する比率であります。

(注2)組入時価比率(列項目：評価額)は、各評価額小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表

該当事項はありません。

（ご参考）

当ファンドは「日立国内債券インデックスマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。なお、同ファンドの状況は、次のとおりです。

日立国内債券インデックスマザーファンド

以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

貸借対照表

（単位：円）

	2022年 5月16日現在	2023年 5月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	357,381,949	369,541,559
国債証券	61,570,383,050	44,312,106,650
地方債証券	6,637,108,880	3,669,288,000
特殊債券	6,096,760,502	3,503,123,484
社債券	5,770,870,000	3,622,840,000
未収入金	138,199,200	447,184,500
未収利息	175,494,094	127,157,212
前払費用	3,566,951	2,001,345
流動資産合計	80,749,764,626	56,053,242,750
資産合計	80,749,764,626	56,053,242,750
負債の部		
流動負債		
未払金	-	423,868,200
未払解約金	75,700,000	1,800,000
未払利息	979	1,042
流動負債合計	75,700,979	425,669,242
負債合計	75,700,979	425,669,242
純資産の部		
元本等		
元本	58,203,603,881	40,576,096,676
剩余金		
剰余金又は欠損金（）	22,470,459,766	15,051,476,832
元本等合計	80,674,063,647	55,627,573,508
純資産合計	80,674,063,647	55,627,573,508
負債純資産合計	80,749,764,626	56,053,242,750

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の店頭基準気配値段等で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取利息 約定日基準で計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	2022年 5月16日現在	2023年 5月15日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数	58,203,603,881口	40,576,096,676口
1口当たり純資産額	1.3861円	1.3709円
(1万口当たり純資産額)	(13,861円)	(13,709円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	自 2022年 5月17日 至 2023年 5月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	リスク管理/コンプライアンス部門が日々投資信託協会の諸規則、信託約款等の遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクのモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制としております。 また、マザーファンド運用の再委託先において市場リスク等運用リスクのモニターを行っており、そのリスク管理が適正に行われているかを定期的に確認しております。 なお、運用リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を定期的に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価に関する事項

項目	2023年 5月15日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	<p>有価証券等 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	2022年 5月16日現在	2023年 5月15日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	400,177,650	23,168,100
地方債証券	11,614,500	104,000
特殊債券	13,046,981	506,818
社債券	3,800,000	3,632,000
合計	428,639,131	26,189,282

(注)当計算期間とは、当親投資信託の計算期間の開始日から開示対象ファンドの計算期間末日までの期間としております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	自 2021年 5月18日 至 2022年 5月16日	自 2022年 5月17日 至 2023年 5月15日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	64,207,713,413円	58,203,603,881円
期中追加設定元本額	3,535,856,086円	2,424,442,472円
期中一部解約元本額	9,539,965,618円	20,051,949,677円
期末元本額	58,203,603,881円	40,576,096,676円
元本の内訳*		
日立バランスファンド（株式70）	4,256,205,329円	4,690,340,319円
日立バランスファンド（株式50）	7,193,790,496円	7,485,674,314円
日立バランスファンド（株式30）	3,785,862,328円	3,943,993,630円
日立国内債券特化型ファンドN (非課税適格機関投資家専用)	32,982,846,478円	14,764,607,723円
日立国内債券インデックスファンド	9,984,899,250円	9,691,480,690円

（注）*は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

(2023年 5月15日現在)

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	第437回利付国債(2年)	60,000,000	60,084,600	
		第438回利付国債(2年)	150,000,000	150,210,000	
		第439回利付国債(2年)	110,000,000	110,159,500	
		第440回利付国債(2年)	280,000,000	280,417,200	
		第441回利付国債(2年)	290,000,000	290,437,900	
		第442回利付国債(2年)	100,000,000	100,153,000	
		第443回利付国債(2年)	370,000,000	370,599,400	
		第444回利付国債(2年)	70,000,000	70,108,500	
		第447回利付国債(2年)	30,000,000	30,039,300	
		第140回利付国債(5年)	80,000,000	80,192,800	
		第141回利付国債(5年)	170,000,000	170,481,100	
		第142回利付国債(5年)	150,000,000	150,454,500	
		第143回利付国債(5年)	250,000,000	250,782,500	
		第144回利付国債(5年)	540,000,000	541,809,000	
		第145回利付国債(5年)	380,000,000	381,383,200	
		第146回利付国債(5年)	120,000,000	120,468,000	
		第147回利付国債(5年)	100,000,000	100,142,000	
		第148回利付国債(5年)	220,000,000	220,270,600	
		第149回利付国債(5年)	660,000,000	660,660,000	
		第150回利付国債(5年)	490,000,000	490,259,700	
		第151回利付国債(5年)	200,000,000	199,960,000	
		第152回利付国債(5年)	100,000,000	100,345,000	
		第153回利付国債(5年)	180,000,000	179,814,600	
		第154回利付国債(5年)	60,000,000	60,117,000	
		第155回利付国債(5年)	100,000,000	101,007,000	
		第156回利付国債(5年)	110,000,000	110,578,600	
		第1回利付国債(40年)	180,000,000	227,431,800	
		第2回利付国債(40年)	160,000,000	194,632,000	
		第3回利付国債(40年)	130,000,000	157,998,100	
		第4回利付国債(40年)	130,000,000	158,121,600	

第5回利付国債(40年)	100,000,000	117,519,000	
第6回利付国債(40年)	80,000,000	92,406,400	
第7回利付国債(40年)	125,000,000	138,291,250	
第8回利付国債(40年)	165,000,000	169,671,150	
第10回利付国債(40年)	220,000,000	195,863,800	
第11回利付国債(40年)	100,000,000	85,747,000	
第12回利付国債(40年)	85,000,000	65,261,300	
第13回利付国債(40年)	160,000,000	121,742,400	
第14回利付国債(40年)	210,000,000	170,471,700	
第15回利付国債(40年)	250,000,000	222,320,000	
第334回利付国債(10年)	180,000,000	181,422,000	
第335回利付国債(10年)	200,000,000	201,646,000	
第336回利付国債(10年)	200,000,000	201,886,000	
第337回利付国債(10年)	250,000,000	251,557,500	
第338回利付国債(10年)	360,000,000	363,121,200	
第339回利付国債(10年)	50,000,000	50,482,500	
第340回利付国債(10年)	120,000,000	121,282,800	
第341回利付国債(10年)	270,000,000	272,457,000	
第342回利付国債(10年)	230,000,000	230,947,600	
第343回利付国債(10年)	220,000,000	220,919,600	
第344回利付国債(10年)	490,000,000	492,048,200	
第345回利付国債(10年)	260,000,000	261,027,000	
第346回利付国債(10年)	450,000,000	451,552,500	
第347回利付国債(10年)	430,000,000	431,229,800	
第348回利付国債(10年)	310,000,000	310,604,500	
第349回利付国債(10年)	230,000,000	230,209,300	
第350回利付国債(10年)	340,000,000	339,915,000	
第351回利付国債(10年)	180,000,000	179,816,400	
第352回利付国債(10年)	200,000,000	199,734,000	
第353回利付国債(10年)	460,000,000	459,103,000	
第354回利付国債(10年)	580,000,000	578,486,200	
第355回利付国債(10年)	410,000,000	408,634,700	
第356回利付国債(10年)	260,000,000	258,936,600	
第357回利付国債(10年)	390,000,000	388,089,000	
第358回利付国債(10年)	340,000,000	337,929,400	
第359回利付国債(10年)	420,000,000	416,766,000	
第360回利付国債(10年)	430,000,000	425,652,700	
第361回利付国債(10年)	200,000,000	197,614,000	
第362回利付国債(10年)	270,000,000	266,268,600	

第363回利付国債(10年)	280,000,000	275,682,400
第364回利付国債(10年)	120,000,000	117,949,200
第365回利付国債(10年)	350,000,000	343,700,000
第366回利付国債(10年)	230,000,000	227,428,600
第367回利付国債(10年)	230,000,000	227,058,300
第368回利付国債(10年)	440,000,000	433,633,200
第369回利付国債(10年)	410,000,000	414,743,700
第370回利付国債(10年)	130,000,000	131,168,700
第1回利付国債(30年)	40,000,000	46,650,400
第5回利付国債(30年)	5,000,000	5,756,650
第6回利付国債(30年)	70,000,000	82,273,100
第8回利付国債(30年)	45,000,000	50,941,350
第11回利付国債(30年)	135,000,000	151,883,100
第12回利付国債(30年)	90,000,000	104,941,800
第13回利付国債(30年)	70,000,000	81,015,200
第14回利付国債(30年)	120,000,000	144,118,800
第17回利付国債(30年)	160,000,000	193,216,000
第18回利付国債(30年)	155,000,000	185,779,900
第19回利付国債(30年)	110,000,000	132,056,100
第20回利付国債(30年)	50,000,000	61,309,000
第21回利付国債(30年)	100,000,000	120,404,000
第24回利付国債(30年)	120,000,000	148,176,000
第25回利付国債(30年)	220,000,000	266,347,400
第26回利付国債(30年)	180,000,000	220,707,000
第27回利付国債(30年)	70,000,000	86,937,900
第28回利付国債(30年)	300,000,000	373,614,000
第29回利付国債(30年)	290,000,000	357,332,200
第30回利付国債(30年)	230,000,000	280,284,900
第31回利付国債(30年)	220,000,000	264,910,800
第32回利付国債(30年)	215,000,000	262,480,600
第33回利付国債(30年)	70,000,000	82,170,200
第34回利付国債(30年)	220,000,000	265,399,200
第35回利付国債(30年)	30,000,000	35,224,200
第36回利付国債(30年)	170,000,000	199,644,600
第37回利付国債(30年)	70,000,000	81,067,000
第38回利付国債(30年)	180,000,000	204,859,800
第39回利付国債(30年)	110,000,000	127,204,000
第40回利付国債(30年)	150,000,000	170,721,000
第41回利付国債(30年)	20,000,000	22,391,000

第42回利付国債(30年)	20,000,000	22,395,400
第43回利付国債(30年)	30,000,000	33,599,700
第44回利付国債(30年)	130,000,000	145,496,000
第45回利付国債(30年)	250,000,000	270,042,500
第46回利付国債(30年)	320,000,000	345,584,000
第47回利付国債(30年)	140,000,000	153,809,600
第48回利付国債(30年)	200,000,000	211,712,000
第49回利付国債(30年)	220,000,000	232,786,400
第50回利付国債(30年)	20,000,000	18,733,600
第51回利付国債(30年)	240,000,000	200,032,800
第52回利付国債(30年)	260,000,000	226,597,800
第53回利付国債(30年)	230,000,000	204,621,800
第54回利付国債(30年)	320,000,000	297,369,600
第55回利付国債(30年)	150,000,000	139,044,000
第56回利付国債(30年)	100,000,000	92,462,000
第57回利付国債(30年)	260,000,000	239,792,800
第58回利付国債(30年)	30,000,000	27,597,600
第59回利付国債(30年)	250,000,000	223,945,000
第60回利付国債(30年)	160,000,000	149,651,200
第61回利付国債(30年)	210,000,000	186,515,700
第62回利付国債(30年)	210,000,000	176,645,700
第63回利付国債(30年)	260,000,000	211,926,000
第64回利付国債(30年)	230,000,000	186,808,300
第65回利付国債(30年)	20,000,000	16,218,000
第66回利付国債(30年)	10,000,000	8,064,600
第67回利付国債(30年)	140,000,000	118,815,200
第68回利付国債(30年)	140,000,000	118,435,800
第69回利付国債(30年)	100,000,000	86,756,000
第70回利付国債(30年)	30,000,000	25,974,900
第71回利付国債(30年)	30,000,000	25,948,500
第72回利付国債(30年)	130,000,000	112,330,400
第73回利付国債(30年)	200,000,000	172,644,000
第74回利付国債(30年)	190,000,000	177,482,800
第75回利付国債(30年)	180,000,000	180,954,000
第76回利付国債(30年)	170,000,000	175,098,300
第77回利付国債(30年)	100,000,000	107,911,000
第78回利付国債(30年)	110,000,000	113,339,600
第70回利付国債(20年)	150,000,000	154,147,500
第71回利付国債(20年)	100,000,000	102,545,000

第72回利付国債(20年)	90,000,000	92,684,700
第75回利付国債(20年)	110,000,000	114,406,600
第76回利付国債(20年)	140,000,000	145,091,800
第79回利付国債(20年)	100,000,000	104,322,000
第80回利付国債(20年)	180,000,000	188,157,600
第81回利付国債(20年)	180,000,000	188,695,800
第82回利付国債(20年)	60,000,000	63,039,600
第84回利付国債(20年)	140,000,000	147,463,400
第85回利付国債(20年)	200,000,000	212,214,000
第87回利付国債(20年)	120,000,000	127,670,400
第88回利付国債(20年)	250,000,000	268,090,000
第89回利付国債(20年)	200,000,000	213,852,000
第90回利付国債(20年)	270,000,000	290,128,500
第91回利付国債(20年)	60,000,000	64,674,000
第92回利付国債(20年)	140,000,000	150,628,800
第93回利付国債(20年)	200,000,000	215,292,000
第94回利付国債(20年)	90,000,000	97,227,000
第96回利付国債(20年)	90,000,000	97,621,200
第97回利付国債(20年)	210,000,000	229,538,400
第98回利付国債(20年)	20,000,000	21,774,000
第99回利付国債(20年)	70,000,000	76,493,900
第100回利付国債(20年)	100,000,000	110,123,000
第102回利付国債(20年)	180,000,000	200,836,800
第103回利付国債(20年)	50,000,000	55,534,500
第105回利付国債(20年)	190,000,000	209,989,900
第106回利付国債(20年)	120,000,000	133,262,400
第107回利付国債(20年)	170,000,000	188,608,200
第108回利付国債(20年)	200,000,000	219,670,000
第109回利付国債(20年)	90,000,000	99,180,900
第110回利付国債(20年)	150,000,000	167,040,000
第112回利付国債(20年)	320,000,000	357,801,600
第113回利付国債(20年)	210,000,000	235,674,600
第115回利付国債(20年)	120,000,000	135,936,000
第116回利付国債(20年)	100,000,000	113,656,000
第117回利付国債(20年)	220,000,000	248,556,000
第118回利付国債(20年)	10,000,000	11,259,300
第119回利付国債(20年)	100,000,000	111,194,000
第120回利付国債(20年)	100,000,000	109,795,000
第121回利付国債(20年)	240,000,000	269,056,800

第122回利付国債(20年)	60,000,000	66,830,400
第123回利付国債(20年)	70,000,000	79,684,500
第124回利付国債(20年)	120,000,000	135,706,800
第125回利付国債(20年)	80,000,000	91,894,400
第126回利付国債(20年)	120,000,000	135,997,200
第127回利付国債(20年)	80,000,000	90,050,400
第128回利付国債(20年)	100,000,000	112,824,000
第129回利付国債(20年)	100,000,000	112,032,000
第130回利付国債(20年)	150,000,000	168,391,500
第131回利付国債(20年)	150,000,000	167,169,000
第132回利付国債(20年)	80,000,000	89,424,000
第133回利付国債(20年)	100,000,000	112,618,000
第134回利付国債(20年)	20,000,000	22,555,400
第135回利付国債(20年)	130,000,000	145,490,800
第136回利付国債(20年)	80,000,000	88,844,800
第138回利付国債(20年)	100,000,000	110,332,000
第139回利付国債(20年)	90,000,000	100,093,500
第140回利付国債(20年)	220,000,000	246,771,800
第141回利付国債(20年)	150,000,000	168,411,000
第142回利付国債(20年)	40,000,000	45,280,000
第143回利付国債(20年)	130,000,000	144,842,100
第144回利付国債(20年)	50,000,000	55,235,000
第145回利付国債(20年)	220,000,000	247,513,200
第146回利付国債(20年)	330,000,000	371,520,600
第147回利付国債(20年)	240,000,000	267,916,800
第148回利付国債(20年)	240,000,000	265,504,800
第149回利付国債(20年)	280,000,000	309,758,400
第150回利付国債(20年)	170,000,000	186,229,900
第151回利付国債(20年)	200,000,000	214,640,000
第152回利付国債(20年)	455,000,000	488,155,850
第153回利付国債(20年)	270,000,000	292,634,100
第154回利付国債(20年)	80,000,000	85,715,200
第155回利付国債(20年)	110,000,000	115,152,400
第157回利付国債(20年)	240,000,000	226,692,000
第158回利付国債(20年)	120,000,000	117,572,400
第159回利付国債(20年)	120,000,000	118,878,000
第160回利付国債(20年)	270,000,000	270,510,300
第161回利付国債(20年)	210,000,000	207,171,300
第162回利付国債(20年)	80,000,000	78,700,000

小計	第163回利付国債(20年)	90,000,000	88,281,900	
	第164回利付国債(20年)	200,000,000	192,934,000	
	第165回利付国債(20年)	40,000,000	38,461,200	
	第166回利付国債(20年)	60,000,000	59,220,000	
	第167回利付国債(20年)	320,000,000	305,625,600	
	第168回利付国債(20年)	220,000,000	206,175,200	
	第169回利付国債(20年)	280,000,000	257,283,600	
	第170回利付国債(20年)	250,000,000	228,785,000	
	第172回利付国債(20年)	10,000,000	9,241,600	
	第173回利付国債(20年)	230,000,000	211,862,200	
	第174回利付国債(20年)	170,000,000	156,073,600	
	第175回利付国債(20年)	280,000,000	260,610,000	
	第176回利付国債(20年)	10,000,000	9,278,000	
	第177回利付国債(20年)	150,000,000	136,312,500	
	第178回利付国債(20年)	230,000,000	212,170,400	
	第179回利付国債(20年)	30,000,000	27,604,500	
	第180回利付国債(20年)	280,000,000	271,334,000	
	第181回利付国債(20年)	60,000,000	59,085,000	
	第182回利付国債(20年)	110,000,000	111,964,600	
	第183回利付国債(20年)	80,000,000	85,523,200	
	第184回利付国債(20年)	40,000,000	40,528,000	
	銘柄数:246	43,025,000,000	44,312,106,650	
	組入時価比率:79.7%		80.4%	
地方債証券	日本円	第10回東京都公募公債(東京再生都債)	100,000,000	119,863,000
		第31回東京都公募公債(20年)	100,000,000	105,433,000
		第741回東京都公募公債	100,000,000	100,688,000
		平成26年度第15回北海道公募公債	100,000,000	100,657,000
		平成27年度第9回北海道公募公債	100,000,000	100,972,000
		第20回神奈川県公募公債(20年)	100,000,000	109,502,000
		第209回神奈川県公募公債	100,000,000	100,714,000
		第6回大阪府公募公債(20年)	100,000,000	110,955,000
		第389回大阪府公募公債(10年)	100,000,000	100,714,000
		第425回大阪府公募公債(10年)	100,000,000	99,889,000
		第9回兵庫県公募公債(20年)	100,000,000	112,072,000
		第5回静岡県公募公債(15年)	100,000,000	104,335,000
		平成27年度第8回静岡県公募公債	100,000,000	100,939,000

	平成26年度第4回愛知県公募公債(20年)	100,000,000	108,645,000	
	第10回埼玉県公募公債(20年)	100,000,000	110,860,000	
	平成26年度第6回埼玉県公募公債	100,000,000	100,722,000	
	平成26年度第7回埼玉県公募公債	100,000,000	100,694,000	
	平成20年度第2回福岡県公募公債(20年)	100,000,000	109,616,000	
	平成26年度第1回福岡県公募公債(20年)	100,000,000	108,611,000	
	第5回千葉県公募公債(20年)	100,000,000	110,481,000	
	平成30年度第1回新潟県公募公債	100,000,000	96,221,000	
	第140回共同発行市場公募地方債	100,000,000	100,718,000	
	第143回共同発行市場公募地方債	100,000,000	100,698,000	
	第163回共同発行市場公募地方債	100,000,000	99,777,000	
	第207回共同発行市場公募地方債	100,000,000	98,232,000	
	第2回京都市公募公債(20年)	100,000,000	104,781,000	
	第26回横浜市公募公債(20年)	100,000,000	110,161,000	
	第4回川崎市公募公債(20年)	100,000,000	110,492,000	
	平成23年度第4回福岡市公募公債(20年)	100,000,000	110,958,000	
	平成25年度第1回福岡市公募公債(20年)	100,000,000	110,635,000	
	平成26年度第2回福岡市公募公債(20年)	100,000,000	108,069,000	
	平成26年度第2回千葉市公募公債	300,000,000	302,163,000	
	平成29年度第1回相模原市公募公債	100,000,000	100,021,000	
小計	銘柄数:33	3,500,000,000	3,669,288,000	
	組入時価比率:6.6%		6.7%	
特殊債券	日本円	第34回日本政策投資銀行債券	100,000,000	122,415,000
		第33回日本高速道路債券・機構承継債	100,000,000	121,882,000
		第55回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	111,815,000
		第128回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	100,649,000
		第216回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	108,787,000
		第224回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	110,605,000
		第239回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	105,295,000
		第261回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	100,814,000

第354回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	99,461,000	
第6回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	112,208,000	
第13回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	112,249,000	
第23回公営企業債券(20年)	200,000,000	217,560,000	
第24回公営企業債券(20年)	100,000,000	109,688,000	
第76回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	100,861,000	
第113回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	99,811,000	
第119回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	98,721,000	
F197回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	103,490,000	
第11回独立行政法人福祉医療機構債券	100,000,000	106,920,000	
第15回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	109,894,000	
第16回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	10,918,000	11,075,000	
第24回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	28,182,000	29,405,098	
第25回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	16,075,000	16,906,399	
第26回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	14,846,000	15,487,792	
第33回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	20,223,000	21,250,328	
第36回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	18,640,000	19,482,528	
第37回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	19,447,000	20,304,807	
第49回貸付債権担保住宅金融公庫債券	10,434,000	10,584,771	
第50回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	18,631,000	19,348,107	
第52回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	110,833,000	
第89回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	41,148,000	41,928,577	
第90回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	42,212,000	42,839,692	
第93回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	47,557,000	47,478,530	
第99回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	105,304,000	
第115回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	70,322,000	68,826,954	

		第117回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	71,211,000	69,849,445	
		第118回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	70,805,000	69,531,218	
		第140回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	77,975,000	75,692,671	
		第144回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	79,802,000	77,061,599	
		第154回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	86,188,000	82,723,242	
		第185回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	97,821,000	95,139,726	
		第198回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	99,910,000	
		い第853号商工債	100,000,000	99,566,000	
		い第857号商工債	100,000,000	99,469,000	
	小計	銘柄数:43 組入時価比率:6.3%	3,342,437,000	3,503,123,484 6.4%	
社債券	日本円	クレディ・アグリコル・エス・エー 第6回円貨社債	100,000,000	100,316,000	
		第6回国際協力機構債券	100,000,000	111,728,000	
		第30回西日本高速道路株式会社社債(一般担保付、独立行政法人)	100,000,000	99,924,000	
		第1回国際石油開発帝石株式会社無担保社債(社債間限定同順位特)	100,000,000	99,445,000	
		第22回大和ハウス工業株式会社無担保社債(特定社債間限定同順)	100,000,000	99,928,000	
		第16回森永乳業株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	99,265,000	
		第16回アサヒグループホールディングス株式会社無担保社債(特)	100,000,000	99,516,000	
		第41回株式会社三菱ケミカルホールディングス無担保社債(社債)	100,000,000	95,317,000	
		第16回株式会社オリエンタルランド無担保社債(社債間限定同順)	100,000,000	99,881,000	
		第12回ヤフー株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	98,997,000	
		第33回住友金属鉱山株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約)	100,000,000	99,421,000	
		第17回株式会社日立製作所無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	104,877,000	
		第38回三菱重工業株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	99,329,000	
		第26回トヨタ自動車株式会社無担保社債(社債間限定同等特約付)	100,000,000	99,519,000	
		第85回丸紅株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	109,142,000	

	株式会社三井住友フィナンシャルグループ第1回無担保劣後社債	100,000,000	100,209,000	
	第3回みずほリース株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	99,687,000	
	第69回株式会社ホンダファイナンス無担保社債(社債間限定同順)	100,000,000	99,406,000	
	第76回三菱UFJリース株式会社無担保社債(社債間限定同順位)	100,000,000	97,316,000	
	第71回三井不動産株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	97,606,000	
	第91回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債(社債間限定同順)	100,000,000	108,646,000	
	第130回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債(社債間限定同)	100,000,000	98,880,000	
	第15回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債(社債間限定同順位特)	100,000,000	108,305,000	
	第71回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債(社債間限定同順位)	100,000,000	107,639,000	
	第22回東京地下鉄株式会社社債(一般担保付)	100,000,000	99,313,000	
	第25回東京地下鉄株式会社社債(一般担保付)	100,000,000	99,122,000	
	第11回日本通運株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	99,800,000	
	第522回関西電力株式会社社債(一般担保付)	100,000,000	99,381,000	
	第402回中国電力株式会社社債(一般担保付)	100,000,000	100,042,000	
	第321回北陸電力株式会社社債(一般担保付)	100,000,000	100,021,000	
	第527回東北電力株式会社社債(一般担保付)	100,000,000	95,911,000	
	第451回九州電力株式会社社債(一般担保付)	100,000,000	100,139,000	
	第72回電源開発株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	96,313,000	
	第38回東京電力パワーグリッド株式会社社債(一般担保付)	100,000,000	100,041,000	
	第44回東京電力パワーグリッド株式会社社債(一般担保付)	200,000,000	198,458,000	
小計	銘柄数:35 組入時価比率:6.5%	3,600,000,000	3,622,840,000 6.6%	
	合計		55,107,358,134	

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表
該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2023年6月末現在)

日立国内債券インデックスファンド

資産総額	13,204,329,686 円
負債総額	21,387,975 円
純資産総額 (-)	13,182,941,711 円
発行済口数	10,492,955,428 口
1口当たり純資産額 (/)	1.2564 円
(1万口当たり純資産額)	(12,564 円)

(ご参考)

日立国内債券インデックススマザーファンド

資産総額	56,731,897,433 円
負債総額	263,157,978 円
純資産総額 (-)	56,468,739,455 円
発行済口数	41,074,121,796 口
1口当たり純資産額 (/)	1.3748 円
(1万口当たり純資産額)	(13,748 円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 投資信託受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

(2) 受益者名簿

作成しません。

(3) 受益者に対する特典

ありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る一部解約の実行の請求の受け、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本の額（2023年8月15日現在）

資本金

1億円

発行可能株式総数

24,000株

発行済株式総数

6,000株

最近5年間における資本金の増減

2019年1月31日に2億円の減資

(2) 委託会社等の機構

経営体制

取締役は、5名以内とします。

取締役の任期は就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時に終了し、他の取締役在任中新たに就任した取締役の任期は、他の在任取締役の残任期間とします。

代表取締役は、取締役会の決議をもって定めます。また、取締役会の決議をもって取締役社長1名を定めます。

投資運用の意思決定機構

当ファンドの運用指図は、当ファンドの運用の基本方針に基づき、委託者が行います。

当社の運用方針策定のための最高意思決定機関は運用委員会であり、チーフ・インベストメント・オフィサー（以下「C I O」といいます。）を議長とし、取締役社長、各グループ長、コンプライアンスオフィサーおよびリスク管理オフィサー等を構成メンバーとして、原則として月1回開催します。運用委員会においては、政治、経済、金融情勢等の投資環境及び市場分析を行い、全社的運用方針など運用等に関する基本的な重要事項を協議、策定し、併せて個別ファンドの運用についての具体的諸方策を協議し、決定します。

運用グループにおいては、個別ファンド等の運用に直接的に関連する諸情報の分析、検討を行うため、ファンドマネージャー会議を原則週1回開催します。

ファンドマネージャーは、当ファンドの運用の基本方針、運用委員会およびファンドマネージャー会議の方針に基づき、ファンド毎に運用計画を立案し、具体的な銘柄選択を行い、組入有価証券等の売買の指図を行います。

運用状況の評価のため、リスク管理オフィサーを議長とし、取締役社長、コンプライアンスオフィサー、C I Oおよび各グループ長等を構成メンバーとし、運用評価委員会を原則として月1回開催します。運用評価委員会では、当ファンドの運用成績、資産配分、リスクおよびポートフォリオの内容など運用状況についての分析、評価および検討を行います。

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託者は、株式会社日立製作所により1999年8月5日に設立された会社です。

委託者は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める投資運用業および投資助言・代理業を営んでいます。

2023年6月末日現在、委託者が運用の指図を行っている投資信託の総ファンド数は、18本であり、その純資産総額の合計は798,332百万円です。（なお、親投資信託16本は、ファンド数及び純資産総額の合計からは除いてあります。）

基本的性格	募集形態	ファンド数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	公募	7	198,965
	私募	11	599,367
合計		18	798,332

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、「財務諸表等規則」及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位:千円)

	第23期 (2022年3月31日現在)	第24期 (2023年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,029	998
未収委託者報酬	305,266	297,681
未収運用受託報酬	40	40
関係会社預け金	2 1,410,735	2 1,552,333
前払費用	32,649	34,850
その他	257	715
流動資産合計	1,749,979	1,886,620
固定資産		
有形固定資産		
建物	-	1 29,516
工具器具備品	-	1 2,207
有形固定資産合計	-	31,724
無形固定資産		
ソフトウェア	570	394
無形固定資産合計	570	394
投資その他の資産		
敷金	16,545	-
繰延税金資産	52,415	61,919
投資その他の資産合計	68,960	61,919
固定資産合計	69,530	94,038
資産合計	1,819,509	1,980,658

(単位:千円)

	第23期 (2022年3月31日現在)	第24期 (2023年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
未払金	2 4 62,192	2 4 66,693
未払費用	2 424,210	2 453,526
未払法人税等	3 2,518	3 27,030
預り金	4,464	4,763
賞与引当金	28,857	29,132
流動負債合計	522,244	581,145
固定負債		
退職給付引当金	124,570	131,929
資産除去債務	-	15,439
固定負債合計	124,570	147,368
負債合計	646,814	728,514
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	200,000	200,000
利益剰余金		
利益準備金	75,000	75,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	797,695	877,144
利益剰余金合計	872,695	952,144
株主資本合計	1,172,695	1,252,144
純資産合計	1,172,695	1,252,144
負債純資産合計	1,819,509	1,980,658

(2)【損益計算書】

(単位:千円)

	第23期 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	第24期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	1,064,526	1,222,061
運用受託報酬	445,247	434,930
営業収益計	1,509,773	1,656,991
営業費用		
支払手数料	717,337	808,196
委託計算費	52,644	68,497
調査費	245,818	263,958
営業雑経費		
通信費	2,034	1,808
印刷費	2,194	2,239
諸会費	3,409	3,536
営業雑経費計	7,639	7,585
営業費用計	1,023,440	1,148,237
一般管理費		
給料		
役員報酬	20,300	20,080
給料・手当	218,081	214,839
賞与	2,575	1,945
給料計	240,957	236,865
交際費	275	864
旅費交通費	57	177
租税公課	71	139
不動産賃借料	34,278	44,286
賞与引当金繰入額	57,714	58,264
退職給付費用	7,306	7,359
その他の人件費	41,745	41,816
その他の不動産関係費	11,531	5,232
減価償却費	175	2,301
諸雑費	7,103	8,462
一般管理費計	1 401,216	1 405,770
営業利益	85,116	102,983
営業外収益		
受取利息	835	772
為替差益	6	-
その他	44	297
営業外収益計	1 886	1 1,069
営業外費用		
為替差損	-	325
営業外費用合計	-	325
経常利益	86,002	103,727
特別利益		
移転補償金	-	3 13,281
特別損失		
事務過誤損失補填	3,272	-
税引前当期純利益	82,730	117,008

法人税等	2	26,176	2	47,063
法人税等調整額		1,581		9,503
法人税等合計		27,757		37,560
当 期 純 利 益		54,972		79,448

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:千円)

資本金	株主資本						株主資本 合計	純資産 合計		
	資本剰余金		利益剰余金							
	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計					
当期首残高	100,000	200,000	200,000	75,000	742,722	817,722	1,117,722	1,117,722		
当期変動額										
当期純利益					54,972	54,972	54,972	54,972		
当期変動額合計	-	-	-	-	54,972	54,972	54,972	54,972		
当期末残高	100,000	200,000	200,000	75,000	797,695	872,695	1,172,695	1,172,695		

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:千円)

資本金	株主資本						株主資本 合計	純資産 合計		
	資本剰余金		利益剰余金							
	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計					
当期首残高	100,000	200,000	200,000	75,000	797,695	872,695	1,172,695	1,172,695		
当期変動額										
当期純利益					79,448	79,448	79,448	79,448		
当期変動額合計	-	-	-	-	79,448	79,448	79,448	79,448		
当期末残高	100,000	200,000	200,000	75,000	877,144	952,144	1,252,144	1,252,144		

重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 建物 15年、8年 工具器具備品 15年、10年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 自社利用ソフトウェア 5年</p>
2. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち、当期の負担額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。</p> <p>(1) 投資助言業務収益 投資助言業務は、投資顧問（助言）契約に基づき、有価証券の価値等または金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に関し、顧客のために助言を行う業務です。当該契約については、一定期間にわたり履行義務が充足されると判断し、契約期間を通して収益として認識しております。</p> <p>(2) 投資一任業務収益 投資一任業務は、投資一任契約に基づき、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて顧客の財産を投資運用する業務です。当該契約については、一定期間にわたり履行義務が充足されると判断し、運用期間にわたり収益を認識しております。</p> <p>(3) 投信委託者報酬 投信委託者報酬は、投資信託の運営・管理を行い、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識されます。当該契約については、一定期間にわたり履行義務が充足されると判断し、運用期間にわたり収益を認識しております。</p>

注記事項

（貸借対照表関係）

第23期 (2022年3月31日現在)	第24期 (2023年3月31日現在)														
-	<p>1. 有形固定資産に係る減価償却累計額は、次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物</td><td>1,911千円</td></tr> <tr> <td>工具器具備品</td><td>214千円</td></tr> <tr> <td>減価償却累計額</td><td>2,125千円</td></tr> </table>	建物	1,911千円	工具器具備品	214千円	減価償却累計額	2,125千円								
建物	1,911千円														
工具器具備品	214千円														
減価償却累計額	2,125千円														
<p>2. 関係会社に対する資産及び負債</p> <table> <tr> <td>関係会社預け金</td><td>1,410,735千円</td></tr> <tr> <td>未払金</td><td>19,965千円</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>3,094千円</td></tr> </table>	関係会社預け金	1,410,735千円	未払金	19,965千円	未払費用	3,094千円	<p>2. 関係会社に対する資産及び負債</p> <table> <tr> <td>関係会社預け金</td><td>1,552,333千円</td></tr> <tr> <td>未払金</td><td>14,945千円</td></tr> </table>	関係会社預け金	1,552,333千円	未払金	14,945千円				
関係会社預け金	1,410,735千円														
未払金	19,965千円														
未払費用	3,094千円														
関係会社預け金	1,552,333千円														
未払金	14,945千円														
<p>3. 未払法人税等の内訳</p> <table> <tr> <td>未払住民税</td><td>810千円</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>801千円</td></tr> <tr> <td>未払事業所税</td><td>907千円</td></tr> </table>	未払住民税	810千円	未払事業税	801千円	未払事業所税	907千円	<p>3. 未払法人税等の内訳</p> <table> <tr> <td>未払法人税</td><td>16,563千円</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>7,531千円</td></tr> <tr> <td>未払住民税</td><td>1,985千円</td></tr> <tr> <td>未払事業所税</td><td>950千円</td></tr> </table>	未払法人税	16,563千円	未払事業税	7,531千円	未払住民税	1,985千円	未払事業所税	950千円
未払住民税	810千円														
未払事業税	801千円														
未払事業所税	907千円														
未払法人税	16,563千円														
未払事業税	7,531千円														
未払住民税	1,985千円														
未払事業所税	950千円														
<p>4. 消費税等の取扱い</p> <p>未払消費税は、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「未払金」に含めて表示しております。</p>	<p>4. 消費税等の取扱い</p> <p>同左</p>														

（損益計算書関係）

第23期 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	第24期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)										
<p>1. 関係会社との取引高</p> <table> <tr> <td>一般管理費</td><td>13,950千円</td></tr> <tr> <td>営業外収益</td><td>835千円</td></tr> </table>	一般管理費	13,950千円	営業外収益	835千円	<p>1. 関係会社との取引高</p> <table> <tr> <td>一般管理費</td><td>63,785千円</td></tr> <tr> <td>営業外収益</td><td>772千円</td></tr> <tr> <td>特別利益</td><td>13,281千円</td></tr> </table>	一般管理費	63,785千円	営業外収益	772千円	特別利益	13,281千円
一般管理費	13,950千円										
営業外収益	835千円										
一般管理費	63,785千円										
営業外収益	772千円										
特別利益	13,281千円										
<p>2. 法人税等には、住民税及び事業税を含んであります。</p>	<p>2. 同左</p>										
	<p>3. 移転補償金</p> <p>特別利益は、当社における本社事務所移転に伴う補償金であります。</p>										

(株主資本等変動計算書関係)

第23期 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	第24期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
1. 発行済株式に関する事項	1. 発行済株式に関する事項
(1) 株式の種類 普通株式	(1) 株式の種類 普通株式
(2) 当事業年度期首株式数 6,000株	(2) 当事業年度期首株式数 6,000株
(3) 当事業年度増加株式数 -	(3) 当事業年度増加株式数 -
(4) 当事業年度減少株式数 -	(4) 当事業年度減少株式数 -
(5) 当事業年度末株式数 6,000株	(5) 当事業年度末株式数 6,000株
2. 自己株式に関する事項	2. 自己株式に関する事項
3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項	3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項
4. 配当に関する事項	4. 配当に関する事項
(1) 当事業年度中に行った剰余金の配当	(1) 当事業年度中に行った剰余金の配当
(2) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当	(2) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第23期 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	第24期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
1年内	1,425千円	- 千円
1年超	- 千円	- 千円
合計	1,425千円	- 千円

（金融商品関係）

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組み方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を行っており、当社の資金運用については、銀行預金及び親会社である株式会社日立製作所への預け金に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、ほとんどが企業年金の顧客であり、顧客との新規契約には社内審査を行っておりリスクは僅少です。

リスク管理規程に基づき諸リスクの管理運営を行っております。

また、資金管理にあたっては、投資信託財産に属する金銭を信託銀行で管理することで、投資信託委託会社としての金銭等との混同を来たさないようにしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

現金及び預金、関係会社預け金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組み方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を行っており、当社の資金運用については、銀行預金及び親会社である株式会社日立製作所への預け金に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、ほとんどが企業年金の顧客であり、顧客との新規契約には社内審査を行っておりリスクは僅少です。

リスク管理規程に基づき諸リスクの管理運営を行っております。

また、資金管理にあたっては、投資信託財産に属する金銭を信託銀行で管理することで、投資信託委託会社としての金銭等との混同を来たさないようにしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

現金及び預金、関係会社預け金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(有価証券関係)

第23期 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	第24期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(デリバティブ取引関係)

第23期 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	第24期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

第23期 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	第24期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。 退職一時金制度については設立時に設定しております。 退職給付債務および退職給付費用の算定方法として簡便法を採用しております。	1. 採用している退職給付制度の概要 同左
2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 124,570千円(退職給付引当金) (1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 退職給付債務の期首残高 117,263 千円 退職給付費用 7,306 退職給付の支払額 - 退職給付債務の期末残高 124,570	2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 131,929千円(退職給付引当金) (1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 退職給付債務の期首残高 124,570 千円 退職給付費用 7,359 退職給付の支払額 - 退職給付債務の期末残高 131,929 (2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 非積立型制度の退職給付債務 124,570 千円 貸借対照表に計上された 負債と資産の純額 124,570 退職給付引当金 124,570 貸借対照表に計上された 負債と資産の純額 124,570
(3)退職給付費用 退職給付費用 7,306 千円	(3)退職給付費用 退職給付費用 7,359 千円

(税効果会計関係)

第23期 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	第24期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
1. 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳 (繰延税金資産)	1. 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳 (繰延税金資産)
賞与引当金 11,658 千円	賞与引当金 11,255 千円
退職給付引当金 43,088	退職給付引当金 45,634
減価償却費 3,258	資産除去債務 5,340
未払社会保険料 2,502	未払社会保険料 1,768
未払事業税 313	未払事業税 2,605
その他 277	その他 417
繰延税金資産小計 61,099	繰延税金資産小計 67,020
税務上の繰越欠損金に 係る評価性引当額	税務上の繰越欠損金に 係る評価性引当額
将来減算一時差異等の 合計に係る評価性引当額 8,684	将来減算一時差異等の 合計に係る評価性引当額 1,750
評価性引当額小計 8,684	評価性引当額小計 1,750
繰延税金資産合計 52,415	繰延税金資産合計 65,269
	(繰延税金負債)
	資産除去債務に対応する 除去費用 3,350
	繰延税金負債合計 3,350
	繰延税金資産合計 61,919
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負 担率との差異要因	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負 担率との差異要因
	(%)
法定実効税率 34.6	法定実効税率 34.6
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目 2.6	交際費等永久に損金に算入されない項目 2.0
その他 3.6	その他 4.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率 33.6	税効果会計適用後の法人税等の負担率 32.1
	3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関す る税効果会計の会計処理
	当社は、当事業年度よりグループ通算制度を適用 しております。また「グループ通算制度を適用す る場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実 務対応報告第42号2021年8月12日)に従って、法 人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関す る税効果会計の会計処理並びに開示を行っておりま す。

（ストックオプション等関係）

第23期 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	第24期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
該当事項はありません。	同左

（持分法損益等関係）

第23期 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	第24期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(資産除去債務関係)

第23期 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	第24期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)																												
1. 当該資産除去債務の概要 当社本店は建物管理者との不動産賃貸借契約に基づき、賃貸期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の義務に関して資産除去債務を認識しております。 また、当会計年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。	1. 当該資産除去債務の概要 当社本店は建物管理者との不動産賃貸借契約に基づき、賃貸期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の義務に関して資産除去債務を認識しております。 なお、従来は、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法を採用していましたが、本店移転に伴い敷金が発生していないため、資産除去債務を負債計上し、これに対応する除去費用を資産計上しています。																												
2. 当該資産除去債務の金額算定方法 資産除去債務の金額は過去の本店移転の実績を鑑み、使用見込期間は30年と見積もって計算していましたが、2022年5月本店移転予定に伴い、当事業年度に原状回復に係る債務の見積もり変更を行いました。また、敷金について償却に係る合理的な期間の短縮を行っており、これにより、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引き前当期純利益はそれぞれ5,967千円減少しております。	2. 当該資産除去債務の金額算定方法 資産資産除去債務の金額の算定方法 資産除去債務の金額は不動産賃貸借業者からの原状回復見積を鑑み、使用見込期間を15年と見積もって計算しております。																												
3. 当会計年度における当該資産除去債務の総額の増減 <table> <tr> <td>期首残高</td> <td>3,083千円</td> <td>期首残高</td> <td>9,420千円</td> </tr> <tr> <td>建物賃貸借契約に伴う 資産除去債務の増加額</td> <td>- 千円</td> <td>当会計期間の負担に属する 償却額</td> <td>1,989千円</td> </tr> <tr> <td>当年度の負担に属する償却額</td> <td>6,337千円</td> <td>時の経過による調整額</td> <td>84千円</td> </tr> <tr> <td>期末残高</td> <td>9,420千円</td> <td>資産除去債務の履行による 減少額</td> <td>11,410千円</td> </tr> </table>	期首残高	3,083千円	期首残高	9,420千円	建物賃貸借契約に伴う 資産除去債務の増加額	- 千円	当会計期間の負担に属する 償却額	1,989千円	当年度の負担に属する償却額	6,337千円	時の経過による調整額	84千円	期末残高	9,420千円	資産除去債務の履行による 減少額	11,410千円	3. 当会計年度における当該資産除去債務の総額の増減 <table> <tr> <td>期首残高</td> <td>9,420千円</td> </tr> <tr> <td>当会計期間の負担に属する 償却額</td> <td>1,989千円</td> </tr> <tr> <td>時の経過による調整額</td> <td>84千円</td> </tr> <tr> <td>資産除去債務の履行による 減少額</td> <td>11,410千円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産の取得に伴う 増加額</td> <td>15,354千円</td> </tr> <tr> <td>期末残高</td> <td>15,439千円</td> </tr> </table>	期首残高	9,420千円	当会計期間の負担に属する 償却額	1,989千円	時の経過による調整額	84千円	資産除去債務の履行による 減少額	11,410千円	有形固定資産の取得に伴う 増加額	15,354千円	期末残高	15,439千円
期首残高	3,083千円	期首残高	9,420千円																										
建物賃貸借契約に伴う 資産除去債務の増加額	- 千円	当会計期間の負担に属する 償却額	1,989千円																										
当年度の負担に属する償却額	6,337千円	時の経過による調整額	84千円																										
期末残高	9,420千円	資産除去債務の履行による 減少額	11,410千円																										
期首残高	9,420千円																												
当会計期間の負担に属する 償却額	1,989千円																												
時の経過による調整額	84千円																												
資産除去債務の履行による 減少額	11,410千円																												
有形固定資産の取得に伴う 増加額	15,354千円																												
期末残高	15,439千円																												

(収益認識に関する注記)

第23期 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)		第24期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	
1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 当事業年度の収益の構成は次の通りです。		1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 当事業年度の収益の構成は次の通りです。	
セグメント	投資運用業	セグメント	投資運用業
主要な財又はサービスのライン 投資助言業務収益	100,000千円	主要な財又はサービスのライン 投資助言業務収益	100,000千円
投資一任業務収益	345,247千円	投資一任業務収益	334,930千円
投信委託者報酬	1,064,526千円	投信委託者報酬	1,222,061千円
合計	1,509,773千円	合計	1,656,991千円
収益認識の時期 一時点で移転される財 一定の期間にわたり移転 されるサービス		収益認識の時期 一時点で移転される財 一定の期間にわたり移転 されるサービス	
	1,509,773千円		1,656,991千円
合計	1,509,773千円	合計	1,656,991千円
2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報		2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報	
(1) 投資助言業務収益 投資助言業務は、投資顧問(助言)契約に基づき、有価証券の価値等または金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に関し、顧客のために助言を行う業務です。 履行義務は契約期間にわたり充足されると判断しておりますが、これは顧客は当社が助言業務を行うことにより便益を享受することができ、助言業務は契約期間にわたり継続して行うことから、契約期間の経過に伴い義務を履行していると判断しているためです。 投資助言業務に関する取引の対価は、1年間の契約に基づき、四半期ごとに概ね1か月以内に受領しており、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重大な金融要素の調整は行っておりません。		(1) 投資助言業務収益 投資助言業務は、投資顧問(助言)契約に基づき、有価証券の価値等または金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に関し、顧客のために助言を行う業務です。 履行義務は契約期間にわたり充足されると判断しておりますが、これは顧客は当社が助言業務を行うことにより便益を享受することができ、助言業務は契約期間にわたり継続して行うことから、契約期間の経過に伴い義務を履行していると判断しているためです。 投資助言業務に関する取引の対価は、1年間の契約に基づき、四半期ごとに概ね1か月以内に受領しており、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重大な金融要素の調整は行っておりません。	
(2) 投資一任業務収益 投資一任業務は、投資一任契約に基づき、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて顧客の財産を投資運用する業務です。 日立企業年金基金との契約においては報酬額が投資一任契約に基づき日々の信託財産の残高に対する一定割合として計算される一方で、年間報酬額上限が定められています。 履行義務は契約期間にわたり充足されると判断しておりますが、これは顧客は当社が投資一任業務を行うことにより便益を享受することができ、投資運用業務は契約期間にわたり継続して行うことから、契約期間の経過に伴い義務を履行していると判断しているためです。 投資一任業務に関する取引の対価は、1年間の運用期間満了後、概ね1か月以内に受領しており、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重大な金融要素の調整は行っておりません。		(2) 投資一任業務収益 投資一任業務は、投資一任契約に基づき、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて顧客の財産を投資運用する業務です。 日立企業年金基金との契約においては報酬額が投資一任契約に基づき日々の信託財産の残高に対する一定割合として計算される一方で、年間報酬額上限が定められています。 履行義務は契約期間にわたり充足されると判断しておりますが、これは顧客は当社が投資一任業務を行うことにより便益を享受することができ、投資運用業務は契約期間にわたり継続して行うことから、契約期間の経過に伴い義務を履行していると判断しているためです。 投資一任業務に関する取引の対価は、1年間の運用期間満了後、概ね1か月以内に受領しており、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重大な金融要素の調整は行っておりません。	

(3)投信委託者報酬

投信委託者報酬は、投資信託の運営・管理を行う業務です。

履行義務は契約期間にわたり充足されると判断しておりますが、これは顧客は当社が投信委託業務を行うことにより便益を享受することができ、投信委託業務は契約期間にわたって継続して行うことから、契約期間の経過に伴い義務を履行していると判断しているためです。

投信委託業務に関する取引の対価は、6か月の運用期間満了後、概ね1か月以内に受領しており、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重大な金融要素の調整は行っておりません。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(3)投信委託者報酬

投信委託者報酬は、投資信託の運営・管理を行う業務です。

履行義務は契約期間にわたり充足されると判断しておりますが、これは顧客は当社が投信委託業務を行うことにより便益を享受することができ、投信委託業務は契約期間にわたって継続して行うことから、契約期間の経過に伴い義務を履行していると判断しているためです。

投信委託業務に関する取引の対価は、6か月の運用期間満了後、概ね1か月以内に受領しており、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重大な金融要素の調整は行っておりません。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称または氏名	売上高（千円）
日立企業年金基金	300,000
日立国内株式特化型ファンド（大口）（注）	233,589
日立国内株式厳選投資ファンド（大口）（注）	223,337

（注）当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。

そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称または氏名	売上高（千円）
日立企業年金基金	300,000
日立国内株式特化型ファンド（大口）（注）	251,630
日立国内株式厳選投資ファンド（大口）（注）	248,048

（注）当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。

そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。

（関連当事者情報）

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の受入等	事業上の関係				
親会社	(株)日立製作所	東京都千代田区	461,731百万円	電機機器製造業	100.0%	兼任3名	営業上の取引、資金の預け入れ等	連結納税の未払金の支払い	23,533	未払金	18,829
								預け金の利息	835	未収入金	-
								親会社に対する預け金の増加	1,571,813	関係会社預け金	1,410,735
								親会社に対する預け金の減少	1,557,408		

（注）1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件および取引条件の決定方法等

関係会社預け金の金利：市場金利に基づいて決定しております。

3. 役員の兼任3名は当社非常勤取締役2名、当社非常勤監査役1名です。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社日立製作所（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の受入等	事業上の関係				
親会社	(株)日立製作所	東京都千代田区	462,817百万円	電機機器製造業	100.0%	兼任3名	営業上の取引、資金の預け入れ、事務所賃借契約等	グループ通算制度の未払金	12,861	未払金	12,861
								預け金の利息	772	未収入金	-
								賃借料等の支払い	32,860		
								親会社に対する預け金の増加	1,853,884	関係会社預け金	1,552,333
								親会社に対する預け金の減少	1,712,286		
								移転補償金の受取り	13,281		

（注）1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件および取引条件の決定方法等

関係会社預け金の金利：市場金利に基づいて決定しております。

賃借料の支払：近隣の取引実勢に基づいて、交渉の上決定しております。

移転補償金：移転前の事務所の原状回復費用の一般的な取引条件に基づいた実際発生額を元に決定しております。

3. 役員の兼任3名は当社非常勤取締役2名、当社非常勤監査役1名です。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社日立製作所（東証プライム市場、名証プレミア市場に上場）

（1株当たり情報）

第23期 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	第24期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額 195,449円27銭 1株当たり当期純利益 9,162円16銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 208,690円72銭 1株当たり当期純利益 13,241円45銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 54,972千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項なし 普通株式に係る当期純利益 54,972千円 普通株式の期中平均株式数 6,000株	1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 79,448千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項なし 普通株式に係る当期純利益 79,448千円 普通株式の期中平均株式数 6,000株

（重要な後発事象）

第23期 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	第24期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
該当事項はありません。	同左

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 前記(3)(4)に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

- (1) 定款の変更
当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
本書提出日現在、委託者およびファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生しておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(2023年6月末現在)

(1) 受託者(受託会社)

名称	資本の額	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本の額	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(ご参考)マザーファンドの運用再委託先の名称、資本の額及び事業の内容

名称	資本の額	事業の内容
野村アセットマネジメント 株式会社 (1959年12月1日設立)	17,180百万円	「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める投資運用業および投資助言・代理業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託者(受託会社)

ファンドの受託者として、信託財産に属する有価証券の保管・管理・計算事務を行います。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い等(確定拠出年金による申込みに限ります。)及び一部解約金・償還金の支払い等に関する事務等を行います。

(ご参考)マザーファンドの運用再委託先の業務の概況

マザーファンドの運用の再委託先として、信託財産の運用の指図、有価証券の売買の発注等を行います。

3【資本関係】

該当ありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、当ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、以下のとおり提出されております。

書類名	提出年月日
有価証券届出書	2022年 8月15日
有価証券報告書	2022年 8月15日
有価証券届出書の訂正届出書	2023年 2月10日
半期報告書	2023年 2月10日

独立監査人の監査報告書

2023年5月26日

日立投資顧問株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大関 康広
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日立投資顧問株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日立投資顧問株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2023年7月26日

日立投資顧問株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福村 寛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日立国内債券インデックスファンドの2022年5月17日から2023年5月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日立国内債券インデックスファンドの2023年5月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、日立投資顧問株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

日立投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。